

2010 年日本政府年次報告
「職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約（第 187 号）」
（2007 年 7 月 24 日～2010 年 5 月 31 日）

1. 質問 I について

（1）本条約の規定を実行する法令・規則等は以下のとおり。なお、法令等の写しは別添を参照のこと。

- ・労働安全衛生法（1972 年法律第 57 号）
- ・国家公務員法（1947 年法律第 120 号）
- ・人事院規則 10-4（職員の保健及び安全保持）（1973 年制定）
- ・船員法（1947 年法律第 100 号）
- ・船員法施行規則（1947 年運輸省令第 23 号）
- ・船員労働安全衛生規則（1964 年運輸省令第 53 号）
- ・船員災害防止活動の促進に関する法律（1967 年法律第 61 号）
- ・船員災害防止活動の促進に関する法律施行規則（1967 年運輸省令第 78 号）
- ・鉱山保安法（1949 年法律第 70 号）
- ・2004 年改正鉱山保安法附則（2004 年法律第 94 号）
- ・鉱山保安法施行規則（2004 年経済産業省令第 96 号）
- ・労働災害防止団体会法（1964 年法律第 108 号）
- ・厚生労働省設置法（1999 年法律第 97 号）
- ・国土交通省設置法（1999 年法律第 100 号）
- ・経済産業省設置法（1999 年法律第 99 号）
- ・労働政策審議会令（2000 年政令第 284 号）
- ・交通政策審議会令（2000 年政令第 300 号）
- ・労働災害防止計画（2008 年厚生労働省公示）
- ・国家公務員福利厚生基本計画（1991 年 3 月 20 日内閣総理大臣決定）
- ・第 9 次船員災害防止基本計画（2007 年 12 月）
- ・第 11 次鉱業労働災害防止計画（2008 年経済産業省告示第 47 号）

（2）本条約の批准と国内法令との関係について

我が国の憲法第 98 条第 2 項は、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」と規定しており、我が国が締結し、公布された条約等は国内法としての効力を持つ。我が国の憲法には、我が国が締結した条約と法律との関係についての明文の規定はないが、条約が法律に優先するものと考えられている。

2. 質問 II について

【第 1 条関係】

- （a） 国内政策として、労働安全衛生法、国家公務員法、船員法、鉱山保安法等に基づき、職業上の安全及び健康に関する基本方針を定めている。
- （b） 国内制度として、労働安全衛生法、国家公務員法、船員法、鉱山保安法等が定められている。
- （c） 国内計画として、労働災害防止計画、国家公務員福利厚生基本計画、船員災害防止基本計画、鉱業労働災害防止計画等が定められている。

【第 2 条関係】

（第 1 項について）

労働安全衛生法適用労働者について、労働安全衛生法により、労働者が負傷し、疾患にかかり、又は死亡することを防止することを防止するための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより、職場における労

働者の安全と健康が確保される作業環境を達成するとの措置が講じられている。（労働安全衛生法第1条等）

また、同法及びこれに基づく命令の制定及び改廃、労働災害防止計画（労働災害の防止のための主要な対策に関する事項その他労働災害の防止に関し重要な事項を定めた計画）等の重要事項に関しては、公益委員、労働者委員及び使用者委員の三者より構成される労働政策審議会及び同審議会の下に置かれる安全衛生分科会において調査審議される。労働者委員及び使用者委員は、我が国を代表する労働組合及び使用者団体の推薦でそれぞれ任命されている。（厚生労働省設置法第9条、労働政策審議会令第6条）

一般職非現業国家公務員について、保健及び安全保持に関しては、人事院の意見の申出に基づいて法律により、又は人事院が制定する人事院規則により、若しくは国家公務員法により樹立することが定められた国家公務員福利厚生基本計画により定められており、これらによって、職業上の安全及び健康を不断に改善することを促進するための措置が講じられている。

人事院は、意見の申出又は人事院規則制定に際しては、必要に応じ各省各庁の長又は職員団体等の意見を聴取することとしている。また、総務省は国家公務員福利厚生基本計画の見直しに際しては、必要に応じ各府省等及び職員団体等の意見を聴取している。

船員について、船員の労働条件等を定める船員法及び船員法に基づき、船内作業による危害の防止等を定めた船員労働安全衛生規則並びに船員災害の防止を目的とする船舶所有者等の自主的な活動を促進するための措置を定める船員災害防止活動の促進に関する法律が制定されている。また、船員法及び船員災害防止活動の促進に関する法律の施行及び改正に関する事項を調査審議する機関として、公益代表、使用者代表、労働者代表の三者から構成される交通政策審議会があり、船員の労働条件や船員災害の防止のための活動の促進に関し、国土交通大臣に建議できるとされている。

さらに、これらの法律に基づく命令の制定及び改廃にあたっては、公益代表、使用者代表及び労働者代表の意見を聴くこととされている。

鉱山労働者について、鉱山における安全については、鉱山労働者に対する危害を防止するとともに鉱害を防止することを目的とした鉱山保安法により、学識経験者、鉱業権者の代表者、鉱山労働者の代表者から構成される中央鉱山保安協議会が規定され、鉱山保安法令の改廃等の重要事項について協議することとされている。（鉱山保安法第51条～第54条）

（第2項について）

労働安全衛生法適用労働者について、労働安全衛生法により、労働者が負傷し、疾患にかかり、又は死亡することを防止することを防止するための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより、職場における労働者の安全と健康が確保される作業環境を達成するとの措置が講じられている。また、同法第6条に基づき策定される労働災害防止計画に基づき、計画的及び継続的に労働安全衛生活動を実施するための措置が講じられている。（労働安全衛生法第1条、第6条）

一般職非現業国家公務員について、保健及び安全保持に関しては、人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）及び国家公務員福利厚生基本計画によってその詳細が規定されている。

船員について、船員災害防止活動の促進に関する法律により、交通政策審議会の意見をきいて、船員災害防止計画を定めるとする措置が講じられており（第1条、第6条）、また毎年、同審議会の意見をきいて、基本計画の実施を図るため、船員災害防止実施計画を定めるとする措置が講じられている。（第7条）

なお、国土交通大臣は、船舶所有者その他の関係者に対し、これら計画の実施のための勧告又は要請をすることができることとされている（第9条）。

鉱山労働者について、鉱山における安全については、鉱山保安法により、鉱務監督官制度（鉱山保安法第46条～第49条）、労働安全衛生法により鉱業労働災害防止計画が定められている（労働安全衛生法第6条及び第114条）。

（第3項について）

我が国は、2002年に第144号条約（三者の間の協議（国際労働基準）条約）を締結し、同条約第5条1に列挙されたILOの活動について、政府、使用者及び労働者の代表者の間で効果的な協議を行う場として、2003年8月にILO懇談会を設置したところであり、年2回、日本労働組合総連合会（労側）及び日本経済団体連合会（使側）と政府の代表者が参集して協議を行っている。

また、船員について、毎年ILO第144号条約（三者の間の協議条約）に基づくILO海事協議会が開催されている。

（要請1について）

労働安全衛生法適用労働者について、労働安全衛生法第6条に基づき策定される労働災害防止計画について、第11次となる計画を2008年4月に策定した。協議に当たっては、公益委員、労働者委員及び使用者委員の三者より構成される労働政策審議会及び同審議会の下に置かれる安全衛生分科会において調査審議され、厚生労働省から提示した原案について変更なく了解を得た。

船員について、船員法、船員労働安全衛生規則及び船員災害防止活動の促進に関する法律の施行並びに船員災害防止活動の促進に関する法律に基づく船員災害防止基本計画の策定にあたっては、交通政策審議会に諮問しており、審議の結果、そのほとんどにおいて諮問された案のとおり作成することが適当である旨答申を得ている。

鉱山労働者について、鉱山における安全については、労働安全衛生法第6条及び第114条に基づき策定される鉱業労働災害防止計画について、第11次となる計画を2008年3月に策定した。協議に当たっては、学識経験者、鉱業権者の代表者、鉱山労働者の代表者から構成される中央鉱山保安協議会において協議され、経済産業省から提示した案について了承された。

（要請2について）

我が国が批准している条約である1847年の労働監督条約（第81号）、1960年の放射線からの保護に関する条約（第115号）、1964年の衛生（商業及び事務所）条約（第120号）、1864年の業務災害給付条約（第121号）、1974年の職業がん条約（第139号）及び1985年の石綿条約（第162号）の原則を考慮に入れている。

（要請3について）

2003年8月に設置されたILO懇談会において、第155号（職業上の安全及び健康に関する条約）、第162号（石綿条約）、第183号（母性保護（改正）条約）等の批准について定期的な検討が行われ、そのうち、第162号条約については、2005年に批准した。

船員について、ILO海事協議会においてILO関連条約について意見交換を行い、労働者代表からILO海事労働条約について早期に批准するよう要請があった。

【第3条関係】

（第1項について）

労働安全衛生法適用労働者について、労働安全衛生法により、労働者が負傷し、疾患にかかり、又は死亡することを防止するための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより、職場における労働者の安全と健康が確保される作業環境を達成するとの措置が講じられている。（労働安全衛生法第1条等）

一般職非現業国家公務員について、保健及び安全保持に関しては、国家公務員法及び人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）により、必要な施策が定められている。

船員について、船員災害防止活動の促進に関する法律により、船員災害防止基本計画を定めるとともに、船舶所有者による船員災害防止のための自主的活動を促進するための措置を講ずることにより、船内における安全かつ健康的な作業環境の整備を推進するとされている（船員災害防止活動の促進に関する法律第1条）。

鉱山労働者について、鉱山における安全については、鉱山労働者に対する危害を防止するとともに鉱

害を防止することを目的とした鉱山保安法により、鉱業権者が講ずべき措置等を定めることによって、鉱山における安全な作業環境を促進することとされている。(鉱山保安法第1条)

(第2項について)

労働安全衛生法適用労働者について、労働安全衛生法による事業者等の責務・国の援助により、安全かつ健康的な作業環境に関する保護が労働者に与えられている。(労働安全衛生法第3条、第4条、第19条の3)

一般職非現業国家公務員について、保健及び安全保持に関しては、国家公務員法及び人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)により、安全かつ健康的な作業環境についての職員の権利を促進し、及び発展させている。

船員について、船員法により、船舶所有者に対し、作業用具の整備、医薬品の備付け、安全及び衛生に関する教育その他の船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関する事項を遵守しなければならない旨規定されている。(第81条)

また、船員労働安全衛生規則により、船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し、船舶所有者のとるべき措置及びその基準並びに船員の遵守すべき事項が規定されている。(第1条)

さらに、船員災害防止活動の促進に関する法律により、船舶所有者の責務として、単に船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令の規定を守るだけでなく、船員災害の防止のための自主的な活動を推進することにより、船内における快適な作業環境及び居住環境の実現並びに船員の労働条件の改善を通じて船員の安全と健康を確保するように努めなければならない旨規定されている。また、船舶所有者は、国が実施する船員災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない旨規定されている。

(第3条)

鉱山労働者について、鉱山における安全については、鉱山保安法及び鉱山保安法施行規則において、鉱業権者の義務、鉱山労働者の義務、保安教育、機械・器具等に関する制限等、危害回避措置等の規定が定められている。(鉱山保安法第5条、第9～12条、第18条、第19条、第21条、第22条及び第25条～第32条並びに鉱山保安法施行規則第3条～第17条、第26条、第28条、第30条、第37条、第40条、第41条、第43条及び第44条)

(第3項について)

労働安全衛生法適用労働者について、労働安全衛生法に基づき、事業者は、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならないとの措置が講じられている。(労働安全衛生法第1条、第3条、第4条、第28条の2)

また、同法及びこれに基づく命令の制定及び改廃等の重要事項に関しては、公益委員、労働者委員及び使用者委員の三者より構成される労働政策審議会及び同審議会の下に置かれる安全衛生分科会において調査審議される。(厚生労働省設置法第9条、労働政策審議会令第6条)

一般職非現業国家公務員について、保健及び安全保持に関しては、人事院の意見の申出に基づいて法律により、又は人事院が制定する人事院規則により定められるが、人事院は、意見の申出又は人事院規則制定に際しては、必要に応じ各省各庁の長又は職員団体等の意見を聴取することとしている。

船員について、船員法に基づく船員労働安全衛生規則には、船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し、船舶所有者のとるべき措置及びその基準が定められている。

基本原則を促進する具体的規定として、

- ・船内の一定の選任された者から船長を通じて船舶所有者に対し、安全管理や衛生管理に関する改善意見を申し出ることができるとされ、船舶所有者はこの改善意見を尊重しなければならないとされている規定

- ・船舶所有者に対し、船内の安全及び衛生に関する事項や船内の危険な又は有害な作業についての作業方法等について船員に教育を施さなければならないとする規定

等がある。

鉱山労働者について、鉱山における安全については、鉱山保安法により、鉱山労働者に対する危害を防止するとともに鉱害を防止するため、鉱業権者の義務、鉱山労働者の義務等が定められており、これらの規定の改廃等の重要事項については、同法により規定されている学識経験者、鉱業権者の代表者、鉱山労働者の代表者から構成される中央鉱山保安協議会において協議することとされている。（鉱山保安法第51条～第54条）

（要請1について）

労働安全衛生法適用労働者について労働安全衛生法（1972年制定）、一般非現業国家公務員について国家公務員法（1947年制定）、船員について船員法（1947年制定）及び船員災害防止活動の促進に関する法律（1967年制定）、鉱山労働者について鉱山保安法（1949年制定）により措置。

（要請2について）

労働安全衛生法適用労働者について、国内政策である労働安全衛生法の適正な実施を確保するための国内計画として、労働安全衛生法第6条に基づき、2008年4月、第11次労働災害防止計画が策定された。協議に当たっては、公益委員、労働者委員及び使用者委員の三者より構成される労働政策審議会及び同審議会の下に置かれる安全衛生分科会において調査審議され、厚生労働省から提示した原案について変更なく了解を得た。

船員について、船員法に基づく船員労働安全衛生規則により、船舶所有者に対し、作業用具の整備、医薬品の備付け、安全及び衛生に関する教育その他の船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関する事項を遵守しなければならない旨規定され、また、船員災害防止活動の促進に関する法律に基づき、第9次船員災害防止基本計画（平成20～24年度）を策定し、これの実施を図るため、平成22年度船員災害防止実施計画を策定した。

鉱山労働者について、鉱山における安全については、労働安全衛生法第6条及び第114条に基づき、2008年3月、第11次鉱業労働災害防止計画を策定した。協議に当たっては、学識経験者、鉱業権者の代表者、鉱山労働者の代表者から構成される中央鉱山保安協議会において協議され、経済産業省から提示した案について了承された。

（要請3について）

(a) 労働安全衛生法適用労働者について、例年、7月1日から7日の1週間を全国安全週間として、産業界における自主的な労働災害活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的に実施している。

また、例年、10月1日から7日を全国労働衛生週間として、国民の労働衛生に関する意識を高揚し、さらに、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康の確保と快適な職場環境の形成を図ることを目的に実施している。

一般職非現業国家公務員について、例年、7月1日から7日の1週間を国家公務員安全週間として、各府省、各機関が安全意識の高揚及び安全活動の定着を図り、職員の安全を確保することによって、公務能率の向上に資することを目的として実施している。

また、例年、10月1日から7日を国家公務員健康週間として、各府省、各機関が保健衛生に対する認識を新たにし、より一層の職員の健康の保持増進を図ることによって、公務能率の向上に資することを目的として実施している。

船員について、船員法に基づく船員労働安全衛生規則には、船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し、船舶所有者のとるべき措置及びその基準が定められている。

基本原則を促進する具体的規定として、

・ 船内の一定の選任された者から船長を通じて船舶所有者に対し、安全管理や衛生管理に関する改善意見を申し出ることができるとされ、船舶所有者はこの改善意見を尊重しなければならないとされている規定

・ 船舶所有者に対し、船内の安全及び衛生に関する事項や船内の危険な又は有害な作業についての作業方法等について船員に教育を施さなければならないとする規定

等がある。

鉱山労働者について、鉱山における安全については、例年、7月1日から7日の1週間を全国鉱山保安週間として、鉱山における自主保安を推進し、保安意識の高揚を図ることにより、鉱山における災害及び鉱害の防止を図る機会として実施している。

(b) 労働安全衛生法適用労働者について、労働安全衛生法及びこれに基づく命令の制定及び改廃等の重要事項に関しては、公益委員、労働者委員及び使用者委員の三者より構成される労働政策審議会及び同審議会の下に置かれる安全衛生分科会において調査審議されており、使用者代表として日本経済団体連合会その他事業主団体や企業を代表する者、労働者代表として日本労働組合総連合会その他の労働組合を代表する者が委員となっている。(厚生労働省設置法第9条、労働政策審議会令第6条)

船員について、使用者委員、労働者委員、公益委員から成る交通政策審議会において協議が行われそのほとんどにおいて諮問された案のとおり作成することが適当である旨答申を得ている。

鉱山労働者について、鉱山における安全については、鉱山保安法により、鉱山保安法令の改廃等の重要事項は、同法に規定する学識経験者、鉱業権者の代表者、鉱山労働者の代表者から構成される中央鉱山保安協議会において協議することとされている。(鉱山保安法第51条～第54条)

(c) 船員について、船員不足、船員の高齢化、外国人船員の増加といった国内事情が、また船員の安全と健康の確保は、昭和43年度以来、関係者の協力のもと各種対策を講じてきたという国内慣行が考慮に入れられている。

〔第4条関係〕

(第1項について)

労働安全衛生法適用労働者について、労働安全衛生法により、労働者が負傷し、疾患にかかり、又は死亡することを防止することを防止するための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより、職場における労働者の安全と健康が確保される作業環境を達成するとの措置が講じられている。(労働安全衛生法第1条等)

また、同法及びこれに基づく命令の制定及び改廃等の重要事項に関しては、公益委員、労働者委員及び使用者委員の三者より構成される労働政策審議会及び同審議会の下に置かれる安全衛生分科会において調査審議される。(厚生労働省設置法第9条、労働政策審議会令第6条)

労働安全衛生法において、厚生労働大臣は、労働災害防止計画を策定することとされている。労働安全衛生法の制定以来、累次の5ヶ年計画を定めてきており、2002年4月から2007年3月までは第10次となる計画を実行し、2008年4月から第11次となる計画を実行している。(労働安全衛生法第6条)

一般職非現業国家公務員について、保健及び安全保持に関しては、人事院の意見の申出に基づいて法律により、又は人事院が制定する人事院規則により定められるが、人事院は、意見の申出又は人事院規則制定に際しては、必要に応じ各省各庁の長又は職員団体等の意見を聴取することとしている。

船員については、交通政策審議会は、国土交通大臣の諮問に応じ、船員法及び労働基準法及び船員災害防止活動の促進に関する法律の施行又は改正に関する事項を調査審議する(船員法第110条第1項、船員災害防止法第63条第1項)とされ、同審議会は、船員の労働条件及び船員災害の防止のための活動の促進に関して、関係行政官庁に建議することができる(船員法第110条第2項、船員災害防止法第63条第2項)とされている。

また、船員法により同法に基づく命令を定めるにあたっては公益代表、使用者代表、労働者代表の意見を聴くこととされている。(船員法第121条)

鉱山労働者については、鉱山における安全については、鉱山保安法により、学識経験者、鉱業権者の代表者、鉱山労働者の代表者から構成される中央鉱山保安協議会が規定されており(鉱山保安法第51条～第54条)、2004年改正鉱山保安法附則により制度の定期的な検討が行われている(2004年改正鉱山保安法附則第29条)。

(第2項について)

(a) 労働安全衛生法適用労働者については労働安全衛生法、一般職非現業国家公務員について、保健及び安全保持に関しては、国家公務員法及び人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）、船員については船員の職業上の安全及び健康に関する法令として、船員法、船員災害防止活動の促進に関する法律及び船員労働安全衛生規則、鉱山労働者の鉱山における安全については鉱山保安法（鉱山労働者の健康については労働安全衛生法）により、必要な事項が規定されている。

(b) 労働安全衛生法適用労働者については、厚生労働省設置法により、厚生労働省は、産業安全（鉱山における保安を除く。）及び労働衛生に関すること（労働者についてのじん肺管理区分の決定に関することを含み、鉱山における通気及び災害時の救護に関することを除く。）を行っている。（厚生労働省設置法第4条第4号及び第45号）

一般職非現業国家公務員については、国家公務員法の規定を受けて、人事院が職員の保健及び安全保持について必要な基準を設定し、各省各庁の長に対し、その実施に必要な事項についての指導等を行っている。（国家公務員法第71条第2項及び人事院規則10-4第2条）

船員については、国土交通省設置法により、船員の職業上の安全及び健康について責任を有する機関として、国土交通省が指定されている（第4条第96号から99号）。

鉱山労働者については、鉱山における安全について、経済産業省設置法により経済産業省が設置されている。（経済産業省設置法第4条第59号及び第64号）

(c) 労働安全衛生法適用労働者については、厚生労働省設置法により、都道府県労働局、その下に置かれる労働基準監督署が設置されている。

労働安全衛生法により、労働基準監督官は、同法を施行するため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは作業環境測定を行い、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができることとされ、また、同法の規定に違反する罪について、刑事訴訟法の規定による司法警察員の職務を行うこととされている。（厚生労働省設置法第21条、第22条）

労働安全衛生法により、産業安全専門官は、特に危険な作業を必要とする機械等の製造許可、安全衛生改善計画及び届出に関する事務並びに労働災害の原因の調査その他特に専門的知識を必要とする事務で安全に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の危険を防止するため必要な事項について指導及び援助を行うとの措置が講じられている。

また、同法により、労働衛生専門官は、労働安全衛生法に基づく許可、勧告や作業環境測定についての専門技術的事項、安全衛生改善計画及び届出に関する事務並びに労働災害の原因の調査その他特に専門的知識を必要とする事務で、衛生に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の健康障害を防止するため必要な事項及び労働者の健康の保持増進を図るため必要な事項について指導及び援助を行うとの措置が講じられている。（労働安全衛生法第90条から第94条）

一般職非現業国家公務員については、人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）第2条において「人事院は、職員の保健及び安全保持についての基準の設定並びにその基準についての指導調整に当たるほか、その実施状況について随時調査又は監査を行い、法又は規則の規定に違反していると認める場合には、その是正を指示することができる。」旨規定している。

船員については、船員法及び船員災害防止活動の促進に関する法律により、船員に関する国内法令の遵守を確保する仕組みとして、船員労務官制度が存在する（船員法第105条～第107条、船員災害防止活動の促進に関する法律第61条第1項～5項、第62条）。

鉱山労働者については、鉱山における安全について、鉱山保安法により鉱山や鉱業の附属施設に検査等を実施する鉱務監督官制度が採られている（鉱山保安法第46条～第49条）ほか、危害回避措置、申告等の措置が採られている（鉱山保安法第27条及び第50条）。

(d) 労働安全衛生法適用労働者については、労働安全衛生法により、林業、建設業等について常時50人以上、電気業、水道業等について、常時100人以上の労働者を使用する事業場においては安全委

員会、常時50人以上の労働者を使用する事業場においては衛生委員会を設けなければならないとの措置が講じられており、安全委員会及び衛生委員会を設置する義務のない事業場においても、安全又は衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けるようにしなければならないとの措置が講じられている。

また、委員の半数については、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならないとの措置が講じられている。(労働安全衛生法第17条から第20条)

一般職非現業国家公務員については、人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)第14条において「各省各庁の長は、職員の健康管理及び安全管理に関して職員の意見を聴くために必要な措置を講じなければならない。」旨規定している。

船員については、船員災害防止活動の促進に関する法律により、船舶所有者は、労働者で構成する安全衛生委員会ないし団体安全衛生委員会などを設け、安全及び健康を促進するための対策を調査審議させ、船舶所有者に対し意見を述べさせるとする措置が講じられている(船員災害防止活動の促進に関する法律第11条~第13条)。

鉱山労働者については、鉱山における安全について、鉱山保安法により鉱業権者と鉱山労働者を委員に含み、誠実に協議を行うための保安委員会等が規定されている。(鉱山保安法第28条~第32条)

(第3項について)

(a) 労働安全衛生法適用労働者については、労働安全衛生法及びこれに基づく命令の制定及び改廃等の重要事項に関しては、公益委員、労働者委員及び使用者委員の三者により構成される労働政策審議会及び同審議会の下に置かれる安全衛生分科会において調査審議される。(厚生労働省設置法第9条、労働政策審議会令第6条)

船員については、船員法及び船員災害防止活動の促進に関する法律の施行及び改正に関する事項については、公益委員、労働者委員及び使用者委員の三者により構成される交通政策審議会及び同審議会の下に置かれる海事分科会において調査審議される。(国土交通省設置法第14条、交通政策審議会令第6条)

鉱山労働者については、鉱山における安全について、鉱山保安法により、学識経験者、鉱業権者の代表者、鉱山労働者の代表者から構成される中央鉱山保安協議会が規定されている。(鉱山保安法第51条~第54条)

(b) 労働安全衛生法適用労働者については、労働安全衛生法により、産業安全専門官は、特に危険な作業を必要とする機械等の製造許可、安全衛生改善計画及び届出に関する事務並びに労働災害の原因の調査その他特に専門的知識を必要とする事務で安全に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の危険を防止するため必要な事項について指導及び援助を行うとの措置が講じられている。(労働安全衛生法第93条)

また、同法により、労働衛生専門官は、労働安全衛生法に基づく許可、勧告や作業環境測定についての専門技術的事項、安全衛生改善計画及び届出に関する事務並びに労働災害の原因の調査その他特に専門的知識を必要とする事務で、衛生に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の健康障害を防止するため必要な事項及び労働者の健康の保持増進を図るため必要な事項について指導及び援助を行うとの措置が講じられている。(労働安全衛生法第93条)

一般職非現業国家公務員については、人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)第2条において規定している。

船員については、船員災害防止活動の促進に関する法律により、国は船舶所有者又は船舶所有者の団体が船員災害の防止を図るために行う活動について、財政上の措置、技術上の助言、資料の提供その他必要な援助を行うように努めるものとされている。

また、同法に基づき設立された船員災害防止協会は、船員の安全の確保及び船内衛生の向上のため、技術的な事項について指導及び援助を行うことやこれらに関する情報及び資料を収集し、提供することとされている。

鉱山労働者については、鉱山における安全について、労働災害防止団体法により規定されている。(労働災害防止団体法第11条第1項第6号及び第36条第2項第3号)

(c) 労働安全衛生法適用労働者については、労働安全衛生法により、事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、安全管理者等労働災害の防止のための業務に従事する者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるように努めるとともに、労働者を雇い入れたとき、労働者の作業内容を変更したとき、危険又は有害な業務に労働者を就かせるとき、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対する教育、労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるように努めなければならないとの措置が講じられている。(労働安全衛生法第19条の2、第59条から第60条の2、第63条、第69条)

一般職非現業国家公務員については、人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)第13条、第29条、第30条により、職員に対する健康安全教育、緊急事態に対する訓練及び危害のおそれの多い業務の従事者に対する特別教育が定められている。

船員については、船員法に基づく船員労働安全衛生規則により、船舶所有者に対し、船内の安全及び衛生に関する基礎的事項や船内の危険な又は有害な作業についての作業方法等に関する事項について教育を施さなければならないと義務付けられている。(船員労働安全衛生規則第11条)

また、船員災害防止活動の促進に関する法律により船舶所有者に対し、船員の安全及び衛生に関する知識及び技能の水準の向上を図り、船員災害の防止に資するため、船員の安全及び衛生に関する教育体制の整備に関し必要な措置を講じなければならないと義務付けられている。

鉱山労働者については、鉱山における安全について、鉱山保安法及び鉱山保安法施行規則により保安教育及び保安規程が定められている(鉱山保安法第10条及び第19条～第21条並びに鉱山保安法施行規則第30条及び第40条)。また、労働災害防止団体法により定められている(労働災害防止団体法第11条第1項第3号、同項第5号、第36条第1項第2号、及び同条第2項第2号)。

(d) 健康診断機関、作業環境測定機関等が独自に職業上の健康に係るサービスを実施している。

国は、労働安全衛生法により、労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るため、必要な資料の提供、作業環境測定及び健康診断の実施の促進、事業場における健康教育等に関する指導員の確保及び資質の向上の促進その他の必要な援助に努めている。(労働安全衛生法第71条)

船員については、船員災害防止活動の促進に関する法律に基づき設立された船員災害防止協会により、船員災害防止基本計画及び同実施計画に基づく事業として、船員の災害疾病の予防対策並びに船員の衛生・健康に関する指導・助言を始めとする船員の衛生及び健康管理の促進に関する事業が行われている。

(e) 独立行政法人労働安全衛生総合研究所
船員については、船員災害防止協会

(f) 労働安全衛生法適用労働者については、労働者が労働災害等により死亡又は休業したときに事業者が提出した報告により収集したデータを分析するための仕組みとして、労働基準行政情報システムがある。

船員については、船員災害防止活動の促進に関する法律に基づき設立された船員災害防止協会により、安全衛生実態調査、重大災害等発生時における調査等が行われており、それぞれの実態に関し情報の集計及び分析を実施している。

また、船員の災害・疾病の報告については、船員法第111条に基づく船員法施行規則第73条により、規定されている。(船員法第111条、船員法施行規則第73条)

鉱山労働者については、鉱山における安全について、鉱山保安法及び鉱山保安法施行規則により、鉱山における災害等の報告が規定されている。(鉱山保安法第41条並びに鉱山保安法施行規則第45条及び第46条)

(g) 職業上の傷害及び疾患のための保険制度等から得られる事故及び死亡に係るデータを、労働安全衛生に係る国の状況の分析等に活用している。

(h) 労働安全衛生法により、産業安全専門官は、特に危険な作業を必要とする機械等の製造許可、安全衛生改善計画及び届出に関する事務並びに労働災害の原因の調査その他特に専門的知識を必要とする事務で安全に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の危険を防止するため必要な事項について指導及び援助を行うとの措置が講じられている。(労働安全衛生法第93条)

また、同法により、労働衛生専門官は、労働安全衛生法に基づく許可、勧告や作業環境測定についての専門技術的事項、安全衛生改善計画及び届出に関する事務並びに労働災害の原因の調査その他特に専門的知識を必要とする事務で、衛生に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の健康障害を防止するため必要な事項及び労働者の健康の保持増進を図るため必要な事項について指導及び援助を行うとの措置が講じられている。(労働安全衛生法第93条)

船員については、船員災害防止活動の促進に関する法律により、国は船舶所有者又は船舶所有者の団体が船員災害の防止を図るために行う活動について、財政上の措置、技術上の助言、資料の提供その他必要な援助を行うように努めるものとしてされている。

また、同法に基づき設立された船員災害防止協会は、船員の安全の確保及び船内衛生の向上のための対策のために技術的な事項について指導及び援助を行うことやこれらに関する情報及び資料を収集し、提供することとされている。

(要請1について)

労働安全衛生法及びこれに基づく命令の制定及び改廃等の重要事項に関しては、公益委員、労働者委員及び使用者委員の三者より構成される労働政策審議会及び同審議会の下に置かれる安全衛生分科会において調査審議される。(厚生労働省設置法第9条、労働政策審議会令第6条)

一般職非現業国家公務員について、保健及び安全保持に係る国内法令については、人事院において必要な検討が行われており、人事院が意見の申出又は人事院規則制定に際しては、必要に応じ各省各庁の長又は職員団体等の意見を聴取することとしている。

船員については、船員法、船員災害防止活動の促進に関する法律及び船員労働安全衛生規則の改正を行う上で、交通政策審議会に諮問を実施しており、そのほとんどにおいて諮問案のとおりで適当である旨答申を得ている。

鉱山保安法令については、鉱山保安法により学識経験者、鉱業権者の代表者、鉱山労働者の代表者から構成される中央鉱山保安協議会が規定されており(鉱山保安法第51条～第54条)、2004年改正鉱山保安法附則により制度の定期的な検討が行われている(2004年改正鉱山保安法附則第29条)。

(要請2について)

前述のとおり。

労働安全衛生法の施行事務をつかさどる労働基準監督官は、当該法律の施行に必要なときは事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査すること等ができ(労働安全衛生法第91条)、また、労働安全衛生法に違反する罪については、刑事訴訟法の規定による司法警察員としての職務も行う(労働安全衛生法第92条)。

(要請3について)

我が国の国内制度は、同条第3項に列挙されているすべての要素を含む。

〔第5条関係〕

(第1項について)

労働安全衛生法適用労働者については、労働安全衛生法により、厚生労働省は、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害の防止のための主要な対策に関する事項その他労働災害の防止に関し重要な事項を定めた計画である労働災害防止計画を策定しなければならないとの措置が講じられている。(労働安全衛生法第6条から第9条、厚生労働省設置法第9条、労働政策審議会令第6条)

一般職非現業国家公務員については、総務省は、国家公務員福利厚生基本計画の見直しに際しては、必要に応じ各府省等及び職員団体等の意見を聴取している。

船員については、船員災害防止活動の促進に関する法律により、国土交通大臣が、交通政策審議会の意見をきいて、船員災害防止基本計画及び実施計画を定めるとする措置が講じられており、(第6条、第7条)国土交通大臣は、必要があると認めるときは、交通政策審議会の意見をきいて、計画を変更するとの措置が講じられている(第8条)。

また、国土交通大臣は基本計画又は実施計画の的確かつ円滑な実施のため必要があると認められるときは、船舶所有者その他の関係者に対し、船員災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請をすることができるとする措置が講じられている(第9条)。

鉱山労働者については、労働安全衛生法により第11次鉱業労働災害防止計画が定められており(労働安全衛生法第6条及び第114条)、鉱山保安法に定められた中央鉱山保安協議会により定期的に検討を行っている(鉱山保安法第51条～第54条)。

(第2項について)

- (a) 労働安全衛生法適用労働者については、労働災害防止計画「1 計画のねらい」「3 計画における安全衛生対策に係る基本的な考え方」「6 計画における労働災害防止対策(1) 自主的な安全衛生活動の促進」

一般職非現業国家公務員については、国家公務員福利厚生基本計画「第1 総則」、「第2 健康の保持増進」、「第3 安全管理」に掲げられている。

船員については、船員災害防止基本計画及び実施計画を策定するにあたっては、関係者へのアンケートやヒアリングの結果を踏まえることにより、船員災害の現状に的確に対応したものとなっており、更なる船員災害の減少のための措置が講じられている。

鉱山労働者については、鉱山における安全に関し、意識の高揚について、第11次鉱業労働災害防止計画に掲げられている。(第11次鉱業労働災害防止計画3 二)

- (b) 労働安全衛生法適用労働者については、労働災害防止計画「3 計画における安全衛生対策に係る基本的な考え方」「6 計画における労働災害防止対策(1) 自主的な安全衛生活動の促進」

一般職非現業国家公務員については、国家公務員福利厚生基本計画において、一般職非現業国家公務員の心身の健康の保持増進の重要性について積極的な普及啓発を図り、疾病の発生を予防することにより、一般職非現業国家公務員の生涯にわたる心身ともに健康な生活を実現するための対策及び一般職非現業国家公務員の職務に起因する災害の発生を未然に防止し、職務に不安なく従事することができるようにするための対策を推進することが定められている。

船員については、第9次船員災害防止基本計画において、重点的な対策として、具体的に海中転落等による死亡災害防止対策の推進、船員の高齢化に対応した死傷災害防止対策の推進及び中高年齢船員を中心とした生活習慣病の予防対策の推進等を掲げ、船舶所有者及び船員自らが安全意識を高めていくとともに、法の精神に則り、船舶所有者、船員及び国等の関係者が一体となって船員災害防止対策の積極的な推進を図っている。

鉱山労働者については、鉱山における安全に関し、鉱山災害防止のための主要な対策事項について、

第11次鉱業労働災害防止計画に掲げられている。(第11次鉱業労働災害防止計画3)

(c) 労働安全衛生法適用労働者については、労働災害防止計画「2 労働災害を巡る動向」

一般職非現業国家公務員については、総務省は毎年度、国家公務員福利厚生基本計画の実施状況のフォローアップを行い、5年を目途に国家公務員福利厚生基本計画の必要な見直しを行っている。

船員については、船員災害防止基本計画を定めるにあたっては、地方運輸局、使用者団体、労働者団体、その他関係団体などに対するアンケート調査やヒアリングの結果を踏まえて案を作成している。また、船員災害防止基本計画及び実施計画により、船員災害の現状の分析を行い、検討する措置が講じられている。

鉱山労働者については、鉱山における安全に関し、近年の鉱山災害の現状、分析等について、第11次鉱業労働災害防止計画に掲げられている。(第11次鉱業労働災害防止計画前文)

(d) 労働安全衛生法適用労働者については、労働災害防止計画「3 (3) 目標の設定、計画的な実施等による対策の的確な推進」

国家公務員福利厚生基本計画は、一般職非現業国家公務員の福利厚生施策の推進に関する基本方針を示すことにより、一般職非現業国家公務員の福利厚生の充実を図ることを目的としている。

船員については、船員災害防止基本計画では、具体的に死傷災害の発生率については5年間で21%、疾病発生率については5年間で18%の減少目標等を掲げている。基本計画の目標値に近づけるため、毎年、実施計画を策定し、年度毎の減少目標値も定めている。

鉱山労働者については、鉱山における安全に関し、鉱業労働災害防止計画の目標等について、第11次鉱業労働災害防止計画に掲げられている。(第11次鉱業労働災害防止計画2及び3)

(e) 労働安全衛生法適用労働者については、労働災害防止計画に基づく具体的な対策として業種別労働災害防止対策を定めている。

一般職非現業国家公務員については、国家公務員福利厚生基本計画を運用するに当たり、留意すべき指針を策定している。

船員については、船員災害防止基本計画の実施を図るため、毎年、船員災害防止実施計画を策定している。

(第3項について)

労働安全衛生法適用労働者については、労働安全衛生法により、厚生労働大臣は、労働災害防止計画を策定又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないとの措置が講じられている。2008年4月に策定された第11次労働災害防止計画については、官報にて広く公表し、労働安全衛生を担当する厚生労働省によって開始された。(労働安全衛生法第8条)

船員については、船員災害防止活動の促進に関する法律により、国土交通大臣は、船員災害防止基本計画及び船員災害防止実施計画を作成したときは、遅滞なく、公表しなければならないとされている(第6条第2項、第7条第2項)。

鉱山労働者については、鉱山における安全に関し、労働安全衛生法により、経済産業大臣は鉱業労働災害防止計画を策定又は変更したときは、遅滞なくこれを公表しなければならないと規定されており、2008年3月に策定された第11次鉱業労働災害防止計画については、官報にて広く公表し、経済産業省によって開始された。(労働安全衛生法第8条及び第114条)

(要請1について)

労働安全衛生法適用労働者については、労働安全衛生法第6条に基づき、2008年4月、第11次労働災害防止計画が策定された。協議に当たっては、公益委員、労働者委員及び使用者委員の三者より構成される労働政策審議会及び同審議会の下に置かれる安全衛生分科会において調査審議され、厚生労働省から提示した原案について変更なく了解を得た。

船員については、船員災害防止計画については、まず、国土交通省が地方運輸局、使用者団体、労働者団体、その他関係団体などに対するアンケート調査やヒアリングを踏まえ、調整しながら案を策定し、その後、当該案を使用者委員、労働者委員、公益委員から成る交通政策審議会へ諮問するという手続きが踏まれている。

なお、第9次船員災害防止基本計画の諮問に対しては、同審議会において協議が行われた結果、案が「適当である」との結論を得ている。

鉱山労働者については、鉱山における安全について、労働安全衛生法第6条及び第114条に基づき、2008年3月、第11次鉱業労働災害防止計画を策定した。協議に当たっては、学識経験者、鉱業権者の代表者、鉱山労働者の代表者から構成される中央鉱山保安協議会において協議され、経済産業省から提示した案について了承された。

(要請2について)

労働安全衛生法適用労働者については、労働安全衛生法第6条に基づき、2008年4月、第11次労働災害防止計画が策定された。本条約第5条第2項に対応するため、同計画においては2007年に批准された「職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約（ILO第187号条約）」を踏まえ、目標の設定、評価等を行うことにより的確な推進を図るとの措置が講じられている。

船員については、第9次船員災害防止基本計画を策定する際には、船員災害の現状を的確に把握するため、関係者へアンケート調査やヒアリングなどを実施している。また、平成20年度～平成22年度船員災害防止実施計画は、基本計画に定めた事項を実施するため、船員災害発生状況に基づき作成されている。

鉱山労働者については、鉱山における安全について、労働安全衛生法第6条及び第114条に基づき、2008年3月、第11次鉱業労働災害防止計画を策定した。同計画には、災害防止に関する関係者の努力の継続・強化、作業環境整備等の基盤的な対策に緩みを生じさせない等のための主要な対策に関する事項が示されている。

(要請3について)

労働安全衛生法適用労働者については、労働安全衛生法により、厚生労働大臣は、労働災害防止計画を策定又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないとの措置が講じられている。2008年4月に策定された第11次労働災害防止計画については、官報にて広く公表し、労働安全衛生を担当する厚生労働省によって開始された。(労働安全衛生法第8条)

一般職非現業国家公務員については、国家公務員福利厚生基本計画をインターネットに掲載し、広く公表している。

船員については、船員災害防止計画は、官報で公示するとともに、インターネットに掲載し、広く公表している。計画は、交通政策審議会への諮問によって了承された後、最上級の国内機関である国土交通大臣によって承認される。なお、計画の開始にあたって、通達が発せられる。

鉱山労働者については、鉱山における安全に関し、労働安全衛生法により、経済産業大臣は鉱業労働災害防止計画を策定又は変更したときは、遅滞なくこれを公表しなければならないと規定されており、2008年3月に策定された第11次鉱業労働災害防止計画については、官報にて広く公表し、経済産業省によって開始された。(労働安全衛生法第8条及び第114条)

3. 質問Ⅲについて

本条約の適用に関連する原則的な諸問題について、裁判所が決定を下したことはない。

4. 質問Ⅳについて

報告事項なし

5. 質問Ⅴについて

2007年3月までは、第10次労働災害防止計画に基づき労働災害防止対策を推進し、2008年4月からは、第11次労働災害防止計画に基づき労働災害防止計画を推進している。

2007年7月24日から2010年5月31日までの間、安全衛生分科会は、計9回開催し、労働安全衛生関係法令の改正などの重要事項を審議した。

6. 質問Ⅵについて

本報告書の写しを送付した代表的な労使団体は以下のとおりである。

(使用者団体) 日本経済団体連合会

(労働者団体) 日本労働組合総連合会

7. 質問Ⅶについて

報告事項なし

2010 年日本政府年次報告
「職業上の安全及び健康を促進するための枠組み
に関する条約(第 187 号)」
(2007 年 7 月 24 日- 2010 年 5 月 31 日)

別添

労働安全衛生法（1972年法律第57号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）と相まつて、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

（事業者等の責務）

第三条 事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。

2 機械、器具その他の設備を設計し、製造し、若しくは輸入する者、原材料を製造し、若しくは輸入する者又は建設物を建設し、若しくは設計する者は、これらの物の設計、製造、輸入又は建設に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生防止に資するように努めなければならない。

3 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない。

第四条 労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。

（労働災害防止計画の策定）

第六条 厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害の防止のための主要な対策に関する事項その他労働災害の防止に関し重要な事項を定めた計画（以下「労働災害防止計画」という。）を策定しなければならない。

（公表）

第八条 厚生労働大臣は、労働災害防止計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（安全委員会）

第十七条 事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、安全委員会を設けなければならない。

- 一 労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- 二 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、労働者の危険の防止に関する重要事項

2 安全委員会の委員は、次の者をもつて構成する。ただし、第一号の者である委員（以下「第一号の委員」という。）は、一人とする。

- 一 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者
- 二 安全管理者のうちから事業者が指名した者
- 三 当該事業場の労働者で、安全に関し経験を有するもののうちから事業者が指名した者

3 安全委員会の議長は、第一号の委員がなるものとする。

- 4 事業者は、第一号の委員以外の委員の半数については、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。
- 5 前二項の規定は、当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合との間における労働協約に別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

(衛生委員会)

第十八条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、衛生委員会を設けなければならない。

- 一 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
 - 二 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
 - 三 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項
- 2 衛生委員会の委員は、次の者をもつて構成する。ただし、第一号の者である委員は、一人とする。
 - 一 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者
 - 二 衛生管理者のうちから事業者が指名した者
 - 三 産業医のうちから事業者が指名した者
 - 四 当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者
 - 3 事業者は、当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士であるものを衛生委員会の委員として指名することができる。
 - 4 前条第三項から第五項までの規定は、衛生委員会について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「第一号の委員」とあるのは、「第十八条第二項第一号の者である委員」と読み替えるものとする。

(安全衛生委員会)

第十九条 事業者は、第十七条及び前条の規定により安全委員会及び衛生委員会を設けなければならないときは、それぞれの委員会の設置に代えて、安全衛生委員会を設置することができる。

- 2 安全衛生委員会の委員は、次の者をもつて構成する。ただし、第一号の者である委員は、一人とする。
 - 一 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者
 - 二 安全管理者及び衛生管理者のうちから事業者が指名した者
 - 三 産業医のうちから事業者が指名した者
 - 四 当該事業場の労働者で、安全に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者
 - 五 当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者
- 3 事業者は、当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士であるものを安全衛生委員会の委員として指名することができる。

4 第十七条第三項から第五項までの規定は、安全衛生委員会について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「第一号の委員」とあるのは、「第十九条第二項第一号の者である委員」と読み替えるものとする。

(安全管理者等に対する教育等)

第十九条の二 事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者その他労働災害の防止のための業務に従事する者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるように努めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の教育、講習等の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができる。

(国の援助)

第十九条の三 国は、第十三条の二の事業場の労働者の健康の確保に資するため、労働者の健康管理等に関する相談、情報の提供その他の必要な援助を行うように努めるものとする。

(事業者の講ずべき措置等)

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

(事業者の行うべき調査等)

第二十八条の二 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。ただし、当該調査のうち、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものに係るもの以外のものについては、製造業その他厚生労働省令で定める業種に属する事業者に限る。

2 厚生労働大臣は、前条第一項及び第三項に定めるもののほか、前項の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

(安全衛生教育)

第五十九条 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

第六十条 事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなつた職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く。）に対し、次の事項について、厚生労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

- 一 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。

二 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な事項で、厚生労働省令で定めるもの

第六十条の二 事業者は、前二条に定めるもののほか、その事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うように努めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の教育の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができる。

(国の援助)

第六十三条 国は、事業者が行なう安全又は衛生のための教育の効果的実施を図るため、指導員の養成及び資質の向上のための措置、教育指導方法の整備及び普及、教育資料の提供その他必要な施策の充実に努めるものとする。

(健康教育等)

第六十九条 事業者は、労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるように努めなければならない。

2 労働者は、前項の事業者が講ずる措置を利用して、その健康の保持増進に努めるものとする。

(国の援助)

第七十一条 国は、労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るため、必要な資料の提供、作業環境測定及び健康診断の実施の促進、事業場における健康教育等に関する指導員の確保及び資質の向上の促進その他の必要な援助に努めるものとする。

2 国は、前項の援助を行うに当たっては、中小企業者に対し、特別の配慮をするものとする。

(労働基準監督署長及び労働基準監督官)

第九十条 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、厚生労働省令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどる。

(労働基準監督官の権限)

第九十一条 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは作業環境測定を行い、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができる。

2 医師である労働基準監督官は、第六十八条の疾病にかかった疑いのある労働者の検診を行なうことができる。

3 前二項の場合において、労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第九十二条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による司法警察員の職務を行なう。

(産業安全専門官及び労働衛生専門官)

第九十三条 厚生労働省、都道府県労働局及び労働基準監督署に、産業安全専門官及び労働衛生専門官を置く。

2 産業安全専門官は、第三十七条第一項の許可、安全衛生改善計画及び届出に関する事

務並びに労働災害の原因の調査その他特に専門的知識を必要とする事務で、安全に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の危険を防止するため必要な事項について指導及び援助を行なう。

3 労働衛生専門官は、第五十六条第一項の許可、第五十七条の三第四項の規定による勧告、第五十七条の四第一項の規定による指示、第六十五条の規定による作業環境測定についての専門技術的事項、安全衛生改善計画及び届出に関する事務並びに労働災害の原因の調査その他特に専門的知識を必要とする事務で、衛生に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の健康障害を防止するため必要な事項及び労働者の健康の保持増進を図るため必要な事項について指導及び援助を行う。

4 前三項に定めるもののほか、産業安全専門官及び労働衛生専門官について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(産業安全専門官及び労働衛生専門官の権限)

第九十四条 産業安全専門官又は労働衛生専門官は、前条第二項又は第三項の規定による事務を行うため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは作業環境測定を行い、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができる。

2 第九十一条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(鉱山に関する特例)

第百十四条 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二条第二項及び第四項の規定による鉱山における保安(衛生に関する通気及び災害時の救護を含む。次条第一項において同じ。)については、第二章中「厚生労働大臣」とあるのは「経済産業大臣」と、「労働政策審議会」とあるのは「中央鉱山保安協議会」とする。

国家公務員法（昭和22年法律第120号）（抄）

（人事院）

第三条

2 人事院は、法律の定めるところに従い、給与その他の勤務条件の改善及び人事行政の改善に関する勧告、採用試験及び任免（標準職務遂行能力及び採用昇任等基本方針に関する事項を除く。）、給与、研修、分限、懲戒、苦情の処理、職務に係る倫理の保持その他職員に関する人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護等に関する事務をつかさどる。

（法令の制定改廃に関する意見の申出）

第二十三条 人事院は、この法律の目的達成上、法令の制定又は改廃に関し意見があるときは、その意見を国会及び内閣に同時に申し出なければならない。

（情勢適応の原則）

第二十八条 この法律に基いて定められる給与、勤務時間その他勤務条件に関する基礎事項は、国会により社会一般の情勢に適応するように、随時これを変更することができる。その変更に関しては、人事院においてこれを勧告することを怠つてはならない。

（能率の根本基準）

第七十一条 職員の能率は、十分に発揮され、且つ、その増進がはからなければならない。

2 前項の根本基準の実施につき、必要な事項は、この法律に定めるものを除いては、人事院規則でこれを定める。

3 内閣総理大臣（第七十三条第一項第一号の事項については、人事院）は、職員の能率の発揮及び増進について、調査研究を行い、これが確保のため適切な方策を講じなければならない。

（能率増進計画）

第七十三条 内閣総理大臣（第一号の事項については、人事院）及び関係庁の長は、職員の勤務能率の発揮及び増進のために、左の事項について計画を樹立し、これが実施に努めなければならない。

- 一 職員の研修に関する事項
- 二 職員の保健に関する事項
- 三 職員のレクリエーションに関する事項
- 四 職員の安全保持に関する事項
- 五 職員の厚生に関する事項

2 前項の計画の樹立及び実施に関し、内閣総理大臣（同項第一号の事項については、人事院）は、その総合的企画並びに関係各庁に対する調整及び監視に当る。

人事院規則 10-4 (職員の保健及び安全保持) (昭和四十八年三月一日人事院規則 10-4) (抄)

第一章 総則

(趣旨)

第一条 職員の保健及び安全保持についての基準並びにその基準の実施に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(人事院の権限)

第二条 人事院は、職員の保健及び安全保持についての基準の設定並びにその基準についての指導調整に当たるほか、その実施状況について随時調査又は監査を行ない、法又は規則の規定に違反していると認める場合には、その是正を指示することができる。

(各省各庁の長の責務)

第三条 各省各庁の長は、法及び規則の定めるところに従い、それぞれ所属の職員の健康の保持増進及び安全の確保に必要な措置を講じなければならない。

(職員の責務)

第四条 職員は、その所属の各省各庁の長その他の関係者が法及び規則の規定に基づいて講ずる健康の保持増進及び安全の確保のための措置に従わなければならない。

(健康安全教育)

第十三条 各省各庁の長は、職員を採用した場合、職員の従事する業務の内容を変更した場合等において、職員の健康の保持増進又は安全の確保のために必要があると認めるときは、当該職員に対し、健康又は安全に関する必要な教育を行なわなければならない。

(職員の意見を聞くための措置)

第十四条 各省各庁の長は、職員の健康管理及び安全管理に関して職員の意見を聞くために必要な措置を講じなければならない。

(有害性又は危険性の調査等)

第十四条の二 各省各庁の長は、人事院の定めるところにより、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する有害性又は危険性等を調査し、その結果に基づいて、この規則の規定による措置を講ずるほか、職員の健康障害又は危険を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(緊急事態に対する措置)

第二十九条 各省各庁の長は、職員に対する災害発生の危険が急迫したときは、当該危険に係る場所、職員の業務の性質等を考慮して、業務の中断、職員の退避等の適切な措置を講じなければならない。

2 各省各庁の長は、前項の措置を的確かつ円滑に講ずることができるようにするため、設備等の整備、職員の訓練等の措置を怠つてはならない。

(危害のおそれの多い業務の従事者)

第三十条 各省各庁の長は、人事院の定める免許、資格等を有する職員でなければ、別表第五に掲げる業務に従事させてはならない。

2 各省各庁の長は、別表第五に掲げる業務以外の業務で人事院の定める危害のおそれの多いものについては、人事院の定めるところにより、危害防止のための特別の教育を行なった後でなければ、職員を当該業務に従事させてはならない。

船員法（昭和22年法律第100号）

（安全及び衛生）

第八十一条 船舶所有者は、作業用具の整備、医薬品の備付け、安全及び衛生に関する教育その他の船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し国土交通省令の定める事項を遵守しなければならない。

（船員労務官）

第一百五条 国土交通大臣は、所部の職員の中から船員労務官を命じ、この法律及び労働基準法の施行に関する事項を掌らせる。

第一百六条 船員労務官は、必要があると認めるときは、船舶所有者又は船員に対し、この法律、労働基準法及びこの法律に基いて発する命令の遵守に関し注意を喚起し、又は勧告をすることができる。

第一百七条 船員労務官は、必要があると認めるときは、船舶所有者、船員その他の関係者に出頭を命じ、帳簿書類を提出させ、若しくは報告をさせ、又は船舶その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは船舶所有者、船員その他の関係者に質問をすることができる。

2 船員労務官は、必要があると認めるときは、旅客その他船内にある者に質問をすることができる。

3 前二項の場合には、船員労務官は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

5 船員労務官の服制は、国土交通省令でこれを定める。

第一百八条 船員労務官は、この法律、労働基準法及びこの法律に基づいて発する命令の違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察員の職務を行う。

第一百八条の二 船員労務官は、第一条第二項に規定する場合において、船舶の航海の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する国土交通大臣の権限を即時に行うことができる。

第一百九条 船員労務官は、職務上知り得た秘密を漏してはならない。船員労務官を退職した後においても同様とする。

（交通政策審議会等の権限）

第一百十条 交通政策審議会等は、国土交通大臣の諮問に応じ、この法律及び労働基準法の施行又は改正に関する事項を調査審議する。

2 交通政策審議会等は、船員の労働条件に関して、関係行政官庁に建議することができる。

（報告事項）

第一百一十一条 船舶所有者は、国土交通省令の定めるところにより、左の事項について、国土交通大臣に報告をしなければならない。

- 一 使用船員の数
- 二 給料その他の報酬の支払状況
- 三 災害補償の実施状況
- 四 その他国土交通省令の定める事項

（命令の制定）

第二百一十一条 この法律に基いて発する命令は、その草案について公聴会を開いて、船員及び船舶所有者のそれぞれを代表する者並びに公益を代表する者の意見を聴いて、これを制定するものとする。

船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）

（事業状況及び災害疾病発生状況報告）

第七十三条 法第百十一条の報告は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める期日までに、所轄地方運輸局長にこれをしなければならない。

- 一 毎年十月一日現在の事業状況 毎年十月末日
 - 二 前年四月一日以後一年間に発生した災害又は疾病のために船員が引き続き三日以上休業したときは、その内容、原因その他参考事項 毎年四月末日
- 2 前項第二号の報告を受けた所轄地方運輸局長は、必要と認めるときは、同号に掲げる事項に関する詳細な報告を命ずることができる。
- 3 第一項第一号及び第二号の報告の様式は、それぞれ第十九号書式及び第二十号書式によるものとする。

船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号）

（趣旨）

第一条 船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し、船舶所有者のとるべき措置及びその基準並びに船員の遵守すべき事項は、他の法令に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

（安全担当者の業務）

第五条 船舶所有者は、次に掲げる事項を、安全担当者に行わせなければならない。

五 作業の安全に関する教育及び訓練に関すること。

（改善意見の申出等）

第六条 安全担当者は、船長を経由し、船舶所有者に対して、作業設備、作業方法等について安全管理に関する改善意見を申し出ることができる。この場合において、船長は、必要と認めるときは、当該改善意見に自らの意見を付すことができる。

2 船舶所有者は、前項の申出があった場合は、その意見を尊重しなければならない。

（衛生担当者の業務）

第八条 船舶所有者は、次に掲げる事項を、衛生担当者に行わせなければならない。

一 居住環境衛生の保持に関すること。

二 食料及び用水の衛生の保持に関すること。

三 医薬品その他の衛生用品、医療書、衛生保護具等の点検及び整備に関すること。

四 負傷又は疾病の原因の調査に関すること。

五 発生した負傷又は疾病の原因の調査に関すること。

六 衛生管理に関する記録の作成及び管理に関すること。

（改善意見の申出等）

第九条 衛生担当者は、船長を経由し、船舶所有者に対して、衛生設備、居住環境等について衛生管理に関する改善意見を申し出ることができる。この場合において、船長は、必要と認めるときは、当該改善意見に自らの意見を付すことができる。

2 船舶所有者は、前項の申出があった場合は、その意見を尊重しなければならない。

（安全衛生に関する教育及び訓練）

第十一条 船舶所有者は、次に掲げる事項について船員に教育を施さなければならない。

一 船内の安全及び衛生に関する基礎的事項

二 船内の危険な又は有害な作業についての作業方法

三 保護具、命綱、安全ベルト及び作業用救命衣の使用方法

四 船内の安全及び衛生に関する規定を定めた場合は、当該規定の内容

五 乗り組む船舶の設備及び作業に関する具体的事項

船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和42年法律第61号）

（目的）

第一条 この法律は、船員災害防止計画を樹立し、並びに船員災害の防止を目的とする船舶所有者及び船舶所有者の団体による自主的な活動を促進するための措置を講ずること等により、船員法（昭和二十二年法律第百号）その他船員の安全及び衛生に関する法令と相まつて、船内における快適な作業環境及び居住環境の整備を含む総合的かつ計画的な船員災害防止対策の推進を図り、もつて船員災害の防止に寄与することを目的とする。

（船舶所有者の責務）

第三条 船舶所有者は、単に船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令の規定を守るだけでなく、船員災害の防止のための自主的な活動を促進することにより、船内における快適な作業環境及び居住環境の実現並びに船員の労働条件の改善を通じて船員の安全と健康を確保するよう努めなければならない。また、船舶所有者は、国が実施する船員災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。

（国の援助等）

第五条 国は、船舶所有者又は船舶所有者の団体が船員災害の防止を図るために行う活動について、財政上の措置、技術上の助言、資料の提供その他必要な援助を行うように努めるものとする。

2 国は、船員災害の防止に資する科学技術の振興を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（基本計画）

第六条 国土交通大臣は、五年ごとに、交通政策審議会の意見をきいて、船員災害の減少目標その他船員災害の防止に関し基本となるべき事項を定めた船員災害防止基本計画（以下「基本計画」という。）を作成しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により基本計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（実施計画）

第七条 国土交通大臣は、毎年、交通政策審議会の意見をきいて、基本計画の実施を図るため、次の事項を定めた船員災害防止実施計画（以下「実施計画」という。）を作成しなければならない。

- 一 船員災害の減少目標
- 二 船員災害の防止に関し重点をおくべき船員災害の種類
- 三 船員災害の防止のための主要な対策に関する事項
- 四 その他船員災害の防止に関し重要な事項

（計画の変更）

第八条 国土交通大臣は、船員災害の発生状況、船員災害の防止に関する対策の効果等を考慮して必要があると認めるときは、交通政策審議会の意見をきいて、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（勧告等）

第九条 国土交通大臣は、基本計画又は実施計画の的確かつ円滑な実施のため必要があると認めるときは、船舶所有者その他の関係者に対し、船員災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請をすることができる。

（安全衛生委員会）

第十一条 常時使用する船員の数が国土交通省令で定める数以上である船舶所有者は、次の事項を調査審議させ、船舶所有者に対し意見を述べさせるため、国土交通省令で定めるところにより、安全衛生委員会を設けなければならない。

- 一 船員の危険又は健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
 - 二 船内における作業環境及び居住環境を快適な状態に維持管理するための基本となるべき対策に関すること。
 - 三 船員災害の原因及び再発防止対策に関すること。
 - 四 その他船員災害の防止に関する重要事項
- 2 安全衛生委員会の委員は、次の者をもつて構成する。ただし、第一号の者である委員は、一人とする。
 - 一 総括安全衛生担当者（前条第一項に規定する船舶所有者以外の船舶所有者の設ける安全衛生委員会にあつては、船員の労務に関し当該船舶所有者の行う業務を統括管理する者又はこれに準ずる者のうちから当該船舶所有者が指名した者）
 - 二 当該船舶所有者に使用されている者で船内の安全に関し知識又は経験を有するものうちから船舶所有者が指名した者
 - 三 当該船舶所有者に使用されている者で船内の衛生に関し知識又は経験を有するものうちから船舶所有者が指名した者
 - 3 船舶所有者は、前項第二号及び第三号の委員には、船員法第八十二条の二に規定する衛生管理者であつた者その他の船員災害の防止のための業務に従事した経験を有する船員（船員であつた者を含む。）が含まれるようにしなければならない。
 - 4 船舶所有者は、安全衛生委員会の委員には、その使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者の推薦する者が含まれるようにしなければならない。
 - 5 船舶所有者は、安全衛生委員会が第一項の規定により当該船舶所有者に対し述べる意見を尊重しなければならない。

（団体安全衛生委員会）

- 第十二条 前条第一項に規定する船舶所有者のうち常時使用する船員の数が国土交通省令で定める数未満であるものをその構成員の一員とする団体であつて国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣の指定を受けたもの（以下「指定団体」という。）は、当該船舶所有者が同項の規定により設けなければならない安全衛生委員会に代わるべきものとして、団体安全衛生委員会を当該指定団体に設けることができる。
- 2 指定団体が前項の規定により団体安全衛生委員会を設けたときは、当該指定団体の構成員である同項に規定する船舶所有者で当該団体安全衛生委員会に係るものは、前条第一項の規定にかかわらず、安全衛生委員会を設けないことができる。
 - 3 団体安全衛生委員会は、前項の規定により安全衛生委員会を設けない船舶所有者（以下「特定船舶所有者」という。）に係る前条第一項各号に掲げる事項を調査審議し、特定船舶所有者に対し意見を述べるものとする。
 - 4 特定船舶所有者は、団体安全衛生委員会が前項の規定により当該特定船舶所有者に対し述べる意見を尊重しなければならない。
 - 5 前条第二項（第一号に係る部分を除く。）、第三項及び第四項の規定は、団体安全衛生委員会について準用する。この場合において、同条第二項第二号及び第三号中「当該船舶所有者」とあるのは「当該指定団体又はその構成員である特定船舶所有者」と、「船舶所有者が」とあるのは「指定団体が」と、同条第三項中「船舶所有者」とあるのは「指定団体」と、同条第四項中「船舶所有者」とあるのは「指定団体」と、「その使用する」とあるのは「その構成員である特定船舶所有者の使用する」と読み替えるものとする。

（船員の意見を聴くための措置）

- 第十三条 常時使用する船員の数が第十一条第一項の国土交通省令で定める数未満である船舶所有者は、船員災害の防止に関しその使用する船員の意見を聴くために必要な措置を講じなければならない。

(安全衛生教育の体制の整備)

第十四条 船舶所有者は、船員の安全及び衛生に関する知識及び技能の水準の向上を図り、船員災害の防止に資するため、国土交通省令で定めるところにより、船員の安全及び衛生に関する教育の体制の整備に関し必要な措置を講じなければならない。

(目的)

第十九条 船員災害防止協会（以下「協会」という。）は、船員の安全の確保及び船内衛生の向上のための対策を自主的に推進することにより、船員災害を防止することを目的とする。

(業務)

第二十四条 協会は、第十九条の目的を達成するため、船員災害の防止に関し、次の業務を行うものとする。

- 一 船舶所有者、船舶所有者の団体等が行う船員災害の防止のための活動を促進すること。
 - 二 教育及び技術的援助のための施設を設置し、及び運営すること。
 - 三 船員災害防止規程を設定すること。
 - 四 会員に対して、技術的な事項について指導及び援助を行うこと。
 - 五 船内作業に必要な機械及び器具について試験及び検査を行うこと。
 - 六 船員の技能に関する講習を行うこと。
 - 七 情報及び資料を収集し、及び提供すること。
 - 八 調査及び広報を行うこと。
 - 九 その他必要な業務を行うこと。
- 2 協会は、前項の業務のほか、厚生労働大臣及び国土交通大臣の要請があつたときは、船舶所有者及び船舶所有者の団体で会員でないものに対して同項第四号の業務を行なうことができる。
- 3 協会は、前二項の業務を行なうにあつては、基本計画及び実施計画に即応するように努めなければならない。

(船員労務官)

第六十一条 船員労務官は、この法律（第一章、第二章及び前章を除く。以下この条、次条、第六十四条及び第六十五条において同じ。）の施行に関する事務をつかさどる。

- 2 船員労務官は、必要があると認めるときは、船舶所有者又は船員に対し、この法律及びこの法律に基づく命令の遵守に関し注意を喚起し、又は勧告することができる。
- 3 船員労務官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、船舶所有者、船員その他の関係者に出頭を命じ、帳簿書類を提出させ、若しくは報告をさせ、又は船舶その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは船舶所有者、船員その他の関係者に質問をすることができる。
- 4 船員労務官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、旅客その他船内にある者に質問をすることができる。
- 5 第五十六条第二項及び第三項の規定は、前二項の場合について準用する。

第六十二条 船員労務官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）に規定する司法警察員の職務を行う。

(交通政策審議会への諮問等)

第六十三条 交通政策審議会は、国土交通大臣の諮問に応じ、この法律の施行又は改正に関する事項を調査審議する。

- 2 交通政策審議会は、船員災害の防止のための活動の促進に関し、国土交通大臣に建議することができる。

船員災害防止活動の促進に関する法律施行規則（昭和42年運輸省令第78号）

（安全衛生教育の体制の整備）

第十条 船舶所有者は、船員の安全及び衛生に関する教育（以下「安全衛生教育」という。）に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 船員の能力、その従事する職務の内容等に応じた適切な安全衛生教育の実施計画を定めておくこと。
- 二 安全衛生教育を担当する者及びその担当する事項を定めておくこと。
- 三 安全衛生教育を担当する者に対し、安全衛生教育を受けようとする船員に係る教育事項の指示及び当該船員の乗船履歴その他の必要な情報の提供が適切かつ確実に行われるようにしておくこと。
- 四 第一号の安全衛生教育の実施計画を適切かつ確実に実施するため、教育を行う場の確保、教材の整備その他の必要な措置を講じておくこと。
- 五 船長、安全担当者、衛生管理者、衛生担当者その他船員の安全又は衛生に係る業務に従事する者に対し船員の安全及び衛生に関する最新の情報を提供するため、講習体制の整備その他の必要な措置を講じておくこと。
- 六 船舶所有者の講じようとする船員災害防止対策を船員に十分周知させるため、船舶との連絡体制の整備その他の必要な措置を講じておくこと。

鉱山保安法（1949年法律第70号）（抄）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、鉱山労働者に対する危害を防止するとともに鉱害を防止し、鉱物資源の合理的開発を図ることを目的とする。

（鉱業権者の義務）

第五条 鉱業権者は、次に掲げる事項について、経済産業省令の定めるところにより、鉱山における人に対する危害の防止のため必要な措置を講じなければならない。

- 一 落盤、崩壊、出水、ガスの突出、ガス又は炭じんの爆発、自然発火及び坑内火災
- 二 ガス、粉じん、捨石、鉱さい、坑水、廃水及び鉱煙の処理
- 三 機械、器具（衛生用保護具を除く。以下同じ。）及び工作物の使用並びに火薬類その他の材料、動力及び火気の取扱い

2 前項に定めるもののほか、鉱業権者は、経済産業省令の定めるところにより、衛生に関する通気の確保及び災害時における救護のため必要な措置を講じなければならない。

（鉱山労働者の義務）

第九条 鉱山労働者は、鉱山においては、経済産業省令の定めるところにより、鉱業権者が講ずる措置に応じて、鉱山における人に対する危害の防止及び施設の保全のため必要な事項を守らなければならない。

（保安教育）

第十条 鉱業権者は、鉱山労働者にその作業を行うに必要な保安に関する教育を施さなければならない。

2 鉱業権者は、特に危険な作業であつて経済産業省令で定めるものに鉱山労働者を従事させるときは、経済産業省令の定めるところにより、当該作業に関する保安のための教育を施さなければならない。

（機械、器具等に関する制限等）

第十一条 鉱業権者は、機械、器具又は火薬類その他の材料であつて危険性の大きいものとして経済産業省令で定めるものは、経済産業省令で定める技術基準に適合するものでなければ、鉱山の坑内において使用し、又は設置してはならない。

2 経済産業大臣は、鉱山において実地の状況により必要があると認めるときは、特に危険性の大きい機械、器具又は火薬類その他の材料の坑内における使用又は設置を禁止することができる。

（施設の維持）

第十二条 鉱業権者は、保安を確保するため、鉱業上使用する建設物、工作物その他の施設を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

（鉱業権者による鉱山の現況調査等）

第十八条 鉱業権者は、鉱業を開始しようとするときその他経済産業省令で定めるときは、鉱山の現況について、経済産業省令で定める事項を調査し、経済産業省令の定めるところにより、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

2 鉱業権者は、鉱山における保安について第四十一条第一項の規定に基づく報告をしたときは、当該報告に係る災害の原因その他の経済産業省令で定める事項を調査し、経済産業省令の定めるところにより、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

3 経済産業大臣は、鉱山における保安のため必要があると認める場合には、鉱業権者に対し、保安に関する事項を調査し、経済産業省令の定めるところにより、その結果を記録し、これを保存することを命ずることができる。

4 前三項に定めるもののほか、鉱業権者は、鉱業の実施に際し、必要に応じ、鉱山における保安に関する事項を調査するよう努めなければならない。

(保安規程)

第十九条 鉱業権者は、鉱山における保安を確保するため、鉱山の現況に応じて講ずべき保安上必要な措置について、経済産業省令の定めるところにより、保安規程を定め、遅滞なく、これを経済産業大臣に届け出なければならない。

2 鉱業権者は、保安規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 鉱業権者は、保安規程を定め、又は変更するに当たっては、前条の規定による調査の結果を踏まえて行わなければならない。

4 鉱業権者が保安規程を定め、又は変更するには、第二十八条の規定による保安委員会の議に付さなければならない。

第二十条 経済産業大臣は、第十八条の規定による調査の結果に照らして保安規程の内容が保安のため適当でないときその他保安のため必要があるとき認めるときは、鉱業権者に対し、保安規程の変更を命ずることができる。

第二十一条 鉱業権者及び鉱山労働者は、保安規程を守らなければならない。

(保安統括者等)

第二十二条 鉱業権者は、鉱山において、保安に関する事項を統括管理させるため、保安統括者を選任しなければならない。

2 保安統括者は、当該鉱山において鉱業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならない。

3 鉱業権者は、鉱山において、保安統括者を補佐して、保安に関する事項を管理させるため、当該鉱山に常駐し、かつ、経済産業省令で定める要件を備える者のうちから、保安管理者を選任しなければならない。ただし、保安統括者が当該鉱山に常駐し、かつ、本文の要件を備える場合は、この限りでない。

4 鉱業権者は、保安統括者又は保安管理者を選任したときは、経済産業省令の定めるところにより、これを産業保安監督長に届け出なければならない。

第二十五条 鉱山労働者は、保安統括者又は保安管理者がこの法律又はこの法律に基づく経済産業省令の規定の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

(作業監督者)

第二十六条 鉱業権者は、保安を確保するため、経済産業省令で定める作業の区分ごとに、経済産業省令で定める資格を有する者のうちからその作業を監督する者(以下「作業監督者」という。)を選任しなければならない。

2 第二十二条第四項及び第二十三条の規定は、前項の規定により選任された作業監督者に準用する。

(危害回避措置等)

第二十七条 鉱山労働者は、その作業に従事している際に、人に対する危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると認めるときは、その判断により、当該危害を避けるため必要な措置(その作業の中止を含む。)をとることができる。この場合において、当該鉱山労働者は、当該危害及び当該措置の内容について保安統括者又は保安管理者に直ちに報告しなければならない。

2 鉱山労働者は、この法律若しくはこの法律に基づく経済産業省令に違反する事実が生じ、又は生ずるおそれがあると思料するときは、保安統括者又は保安管理者に対し必要な措置をとるべき旨を申し出ることができる。

3 鉱業権者は、鉱山労働者が第一項の規定による措置をとったこと、又は前項の規定による申出をしたことを理由として、当該鉱山労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(保安委員会)

第二十八条 鉱業権者は、保安に関する重要事項を調査審議し、保安統括者及び保安管理者の保安に関する職務の執行について協力し、及び勧告を行わせるため、鉱山に保安委員会を設けなければならない。ただし、第三十一条第一項の規定による鉱山労働者代表の届出があつた場合は、この限りでない。

第二十九条 保安委員会は、保安統括者、保安管理者及び委員をもつて組織し、保安統括者が議長となる。

2 保安統括者は、保安管理者に保安委員会の議長の職務を行わせることができる。

3 保安委員会の委員は、鉱業権者が、その鉱山の鉱山労働者の中から選任する。

4 前項の委員の半数は、その鉱山の鉱山労働者の過半数の推薦により選任しなければならない。ただし、その推薦がないときは、この限りでない。

5 保安委員会は、議長が招集し、その議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数の場合は、議長が決する。

第三十条 鉱業権者は、この法律若しくはこの法律に基づく経済産業省令の規定による経済産業大臣又は産業保安監督部長の処分があつたときは、遅滞なく、その処分の内容を保安委員会に通知しなければならない。

2 鉱業権者は、第四十一条第一項及び第四十七条第一項の規定に基づく報告をしたときは、遅滞なく、その内容を保安委員会に通知しなければならない。

(鉱山労働者代表)

第三十一条 鉱山労働者は、鉱業権者、保安統括者及び保安管理者と保安に関する重要事項について協議し、並びに保安統括者及び保安管理者の保安に関する職務の執行について協力し、及び勧告を行うため、経済産業省令の定めるところにより、一人又は数人の代表者（以下「鉱山労働者代表」という。）を選任し、鉱業権者を經由して産業保安監督部長に届け出ることができる。

2 鉱山労働者代表が数人あるときは、共同してその権限を行使しなければならない。

3 鉱業権者、保安統括者及び保安管理者は、鉱山労働者代表と誠実に協議し、並びに鉱山労働者代表の勧告を尊重しなければならない。

第三十二条 前条第一項の規定により鉱山労働者代表の届出があつた場合には、第十九条第四項中「第二十八条の規定による保安委員会の議に付さなければならない」とあるのは「第三十一条第一項の規定による届出に係る鉱山労働者代表の意見を聴かななければならない」と、第三十条中「保安委員会」とあるのは「鉱山労働者代表」と、第四十七条第二項中「保安委員会の委員」とあるのは「鉱山労働者代表」として、これらの規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

(報告)

第四十一条 鉱業権者は、重大な災害として経済産業省令で定めるものが発生したときは、経済産業省令の定めるところにより、直ちに、災害の状況その他の経済産業省令で定める事項を産業保安監督部長に報告しなければならない。

2 鉱業権者は、前項に定めるもののほか、経済産業省令で定める時期に、経済産業省令の定めるところにより、災害その他の保安に関する事項であつて経済産業省令で定めるものを産業保安監督部長に報告しなければならない。

(鉱務監督官)

第四十六条 原子力安全・保安院及び産業保安監督部に鉱務監督官を置く。

(報告徴収等)

第四十七条 経済産業大臣又は産業保安監督部長は、保安の監督上必要があると認めるときは、鉱業権者その他の関係者から必要な報告を徴し、又は鉱務監督官その他の職員に、

鉱山及び鉱業の附属施設に立ち入り、保安に関する業務若しくは施設の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 鉱務監督官その他の職員が前項の規定により立入検査をし、又は質問する場合において保安の監督上必要があると認めるときは、保安委員会の委員を立ち合わせることができる。

3 鉱務監督官その他の職員が第一項の規定により立入検査をし、又は質問する場合は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(鉱務監督官の権限)

第四十八条 鉱業上使用する機械、器具、建設物、工作物その他の施設の使用又は火薬類その他の材料、動力若しくは火気の取扱いその他鉱業の実施の方法が、この法律又はこの法律に基づく経済産業省令に違反し、かつ、保安に関し急迫の危険があるときは、鉱務監督官は、第三十六条に規定する産業保安監督部長の権限を行うことができる。

2 鉱業権者が鉱区外又は租鉱区外に侵掘したことにより保安に関し急迫の危険があるときは、鉱務監督官は、第三十七条に規定する産業保安監督部長の権限を行うことができる。

3 被災者を救出するため緊急の必要があるときは、鉱務監督官は、第三十八条に規定する産業保安監督部長の権限を行うことができる。

4 前三項の規定により鉱務監督官がした命令は、産業保安監督部長が第三十六条から第三十八条までの規定によりしたものとみなす。

第四十九条 鉱務監督官は、この法律違反の罪について、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による司法警察員として職務を行う。

(経済産業大臣等に対する申告)

第五十条 この法律若しくはこの法律に基づく経済産業省令に違反する事実が生じ、又は生ずるおそれがあると信ずるに足りる相当の理由があるときは、鉱山労働者(第二条第二項及び第四項に規定する附属施設における労働者を含む。次項において同じ。)は、その事実を経済産業大臣、産業保安監督部長又は鉱務監督官に申告することができる。

2 鉱業権者は、前項の申告をしたことを理由として、鉱山労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(鉱山保安協議会)

第五十一条 原子力安全・保安院に中央鉱山保安協議会(以下「中央協議会」という。)を、産業保安監督部に地方鉱山保安協議会(以下「地方協議会」という。)を置く。

第五十二条 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、中央協議会の議に付さなければならない。

一 第五条から第九条まで、第十二条若しくは第十九条第一項の経済産業省令、第十一条第一項の技術基準を定める経済産業省令又は第十八条第一項若しくは第二項の調査すべき事項を定める経済産業省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

二 第三十四条の規定による命令をしようとするとき。

第五十三条 中央協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 前条の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

二 経済産業大臣の諮問に応じて保安に関する重要事項を調査審議すること。

三 前号に規定する重要事項に関し、経済産業大臣に意見を述べること。

四 労働災害防止団体法(昭和三十九年法律第百十八号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、金属鉱業等鉱害対策特別措置法(昭和四十八年法律第二十六号)及び深海底鉱業暫定措置法(昭和五十七年法律第六十四号)の規定によりその権限に属させ

られた事項を処理すること。

2 地方協議会は、保安に関する重要事項について、産業保安監督部長の諮問に応じ調査審議し、必要があると認めるときは、産業保安監督部長に意見を述べることができる。

第五十四条 中央協議会の委員は、学識経験のある者、鉱業権者を代表する者及び鉱山労働者を代表する者について、各々同数を、経済産業大臣が任命する。

2 地方協議会の委員は、学識経験のある者、鉱業権者を代表する者及び鉱山労働者を代表する者のうちから、産業保安監督部長が任命する。

2004年改正鉱山保安法附則（抄）

第二十九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新鉱山保安法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新鉱山保安法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

鉱山保安法施行規則（2004年経済産業省令第96号）（抄）

（落盤又は崩壊）

第三条 法第五条第一項及び第六条の規定に基づき、落盤又は崩壊（浮石の落下及び転石を含む。以下同じ。）について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

- 一 支柱の設置、浮石の除去、先受け又は作業面押えの実施、防護設備の設置その他の落盤又は崩壊を防止するための措置を講ずること。
- 二 露天掘採場においては、前号の規定によるほか、適当な高さ及び奥行きを有するベンチの設置、掘採壁及び残壁の安全な傾斜の保持その他の崩壊を防止するための措置を講ずること。
- 三 落盤若しくは崩壊が発生したとき又はその兆候を認めるときは、立入禁止区域の設定その他の落盤又は崩壊による被害を防止するための措置を講ずること。

（出水）

第四条 法第五条第一項及び第六条の規定に基づき、出水について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

- 一 海底、河底若しくは湖沼底の地下又は水没し、若しくは水没しているおそれが多い旧坑若しくは水脈に近接している場所において、坑道の掘進その他の掘削及び鉱物の掘採を行うときは、先進ボーリングの実施、坑道へのセメント注入、保護区域（出水による被害を防止するために掘削及び鉱物の掘採を行わない区域をいう。）の設定その他の出水を防止するための措置を講ずること。
- 二 防水えん堤又は排水設備の設置その他の出水による被害範囲の拡大を防止するための措置を講ずること。
- 三 出水が発生したとき又はその兆候を認めるときは、鉱山労働者の退避その他の出水による被害を防止するための措置を講ずること。

（ガスの突出）

第五条 法第五条第一項及び第六条の規定に基づき、ガスの突出について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

- 一 坑道の掘進その他の掘削を行うときは、先進ボーリングの実施、ガス抜きの実施、孔口において自噴するガスの圧力及び量の測定その他のガスの突出を防止するための措置を講ずること。
- 二 独立分流方式による通気の採用その他のガスの突出による被害範囲の拡大を防止するための措置を講ずること。
- 三 ガスの突出が発生したとき又はその兆候を認めるときは、鉱山労働者の退避、送電の停止その他のガスの突出による被害を防止するための措置を講ずること。

（ガス又は炭じんの爆発）

第六条 法第五条第一項及び第六条の規定に基づき、ガス又は炭じんの爆発について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

- 一 掘採跡又は不要坑道の充てん又は密閉、可燃性ガス排除のための通気、可燃性ガス

自動警報器及び可燃性ガス含有率を測定する装置の設置、炭じん飛散防止のための散水、帯電防止処理を施したものの使用、火気の使用禁止その他のガス又は炭じんの爆発を防止するための措置を講ずること。

二 爆発伝播防止施設の設置その他の爆発の伝播を防止するための措置を講ずること。

三 可燃性ガス含有率の増加により爆発の危険が生じたときは、直ちに当該区域への送電の停止その他の爆発を防止するための措置を講ずること。

四 前号の場合において危険な状態を改めることができないとき又は爆発が発生したときは、鉱山労働者の退避その他の鉱山労働者の危険を回避するための措置を講ずること。

(自然発火)

第七条 法第五条第一項及び第六条の規定に基づき、自然発火について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

一 掘採跡、坑道、炭壁又はボーリング孔の充てん、密閉又はセメント注入、一酸化炭素含有率を測定する装置の設置その他の自然発火を防止するための措置を講ずること。

二 消火設備の設置、密閉用資材の配備その他の自然発火による被害範囲の拡大を防止するための措置を講ずること。

三 自然発火を認めたときは、当該箇所を密閉、鉱山労働者の退避その他の自然発火による被害を防止するための措置を講ずること。

(坑内火災)

第八条 法第五条第一項及び第六条の規定に基づき、坑内火災について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

一 火気使用禁止区域の設定、可燃性物質の管理その他の坑内火災を防止するための措置を講ずること。

二 火災発生を感知する装置又は消火設備の設置、施設の防火又は耐火構造化その他の坑内火災による被害範囲の拡大を防止するための措置を講ずること。

三 坑内火災を認めたときは、消火作業の実施、鉱山労働者の退避その他の坑内火災による被害を防止するための措置を講ずること。

(ガスの処理)

第九条 法第五条第一項の規定に基づき、ガスの処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

一 坑内において、一酸化炭素その他の有害ガスの含有率が、次のいずれかに該当するときは、通気量の増加、ボーリング孔の密閉その他の有害ガスの含有率を低減するための措置を講ずること。

イ 一酸化炭素 〇・〇一パーセント以上

ロ 硫化水素 〇・〇〇一パーセント以上

ハ 亜硫酸ガス 〇・〇〇二パーセント以上

ニ 窒素酸化物 〇・〇〇二五パーセント以上

二 前号の措置により有害ガスの含有率を低減することができないときは、保護具の着用、通行遮断その他の有害ガスによる危害を防止するための措置を講ずること。

三 坑内以外の作業場において、有害ガスが発生し、又は流入し、鉱山労働者にガス中毒その他の危険があるときは、換気装置の設置、保護具の着用その他の有害ガスによる危害を防止するための措置を講ずること。

(粉じんの処理)

第十条 法第五条及び第八条の規定に基づき、粉じんの処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

- 一 粉じんが発生し、又は飛散する作業場及び粉じんを発生し、又は飛散させる施設においては、集じん、散水、清掃、機械又は装置の密閉、坑内作業場における湿式削岩機の使用その他の粉じんの飛散を防止するための措置を講ずること。
- 二 粉じんが発生し、又は飛散する作業場において、鉱山労働者に作業を行わせるときは、次に掲げるいずれかの呼吸用保護具を着用させること。
 - イ 工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下単に「日本工業規格」という。）T八―五―一に適合する防じんマスク又はこれと同等の防じん機能を有する呼吸用保護具
 - ロ 日本工業規格T八―五―七に適合する電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の防じん機能を有する呼吸用保護具
- 三 前号に定めるもののほか、粉じんが飛散しない箇所への休憩所の設置その他の鉱山労働者が粉じんを吸入しないための措置を講ずること。
- 四 常時著しく粉じんが発生し、又は飛散する屋内作業場及び坑内作業場について、経済産業大臣が定める方法により、六月以内ごとに一回、当該作業場の空気中における粉じんの濃度（石綿を目的とする鉱山においては石綿粉じんの濃度を含む。以下同じ。）及び当該粉じん中の遊離けい酸の含有率を測定すること。ただし、当該粉じんに係る土石、岩石又は鉱物中の遊離けい酸の含有率が明らかなる場合には、遊離けい酸の含有率の測定を行わないことができる。
- 五 前号の規定による測定を行ったときは、直ちに、その都度、その箇所ごとに、経済産業大臣が定める基準に従って評価し、第一管理区分、第二管理区分及び第三管理区分に区分すること。
- 六 前号の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された屋内作業場については、直ちに、当該作業場の管理区分が第一管理区分又は第二管理区分となるよう、当該作業場の粉じん濃度を改善するための必要な措置を講ずること。
- 七 前号の規定による措置を講じたときは、その効果を確認するため、直ちに、当該作業場について、経済産業大臣が定める方法により、当該粉じん濃度及び粉じん中の遊離けい酸の含有率を測定し、その結果について、経済産業大臣が定める基準に従って評価すること。
- 八 第四号、第五号及び前号の規定による測定及び評価については、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第二条第五号又は第七号に規定する者（作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）別表第一号に掲げる作業の種類について登録を受けている者に限る。）又はこれと同等以上の能力を有する者に実施させること。
- 九 第五号及び第七号の規定による評価の結果第二管理区分に区分された屋内作業場及び第五号の規定による評価の結果第二管理区分又は第三管理区分に区分された坑内作業場については、当該作業場の粉じん濃度を改善するための必要な措置を講ずるよう努めること。
- 十 第四号及び第七号の規定による測定並びに第五号及び第七号の規定による評価については、その結果を記録し、七年間保存すること。
- 十一 粉じんを発生し、又は飛散させる施設及び粉じん処理施設において、故障、破損その他の事故が発生し、粉じんによる鉱害を生じたときは、応急の措置を講じ、かつ、速やかにその事故を復旧すること。

（捨石、鉱さい又は沈殿物の処理）

第十一条 法第五条第一項及び第八条の規定に基づき、捨石、鉱さい又は沈殿物の処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

- 一 崩壊又は地滑りにより危害又は鉱害が発生するおそれがない箇所へ集積すること。
- 二 排水路、よう壁及びかん止堤の設置その他の捨石、鉱さい又は沈殿物の流出を防止

するための措置を講ずること。

三 集積を終了したものについては、覆土又は植栽の実施その他の集積物の流出等による鉱害を防止するための措置を講ずること。

四 集積箇所において、崩壊若しくは地滑りが発生したとき又は集積場の表面に亀裂若しくは沈降を生じ、崩壊若しくは地滑りの兆候を認めたときは、応急措置の実施、鉱山労働者の退避その他の被害を防止するための措置を講ずること。

五 金属鉱山等の鉱業権者が金属鉱業等鉱害対策特別措置法(昭和四十八年法律第二十六号。以下「特別措置法」という。)第二条第五項に規定する使用済特定施設について第二号及び第三号の規定により講ずべき措置については、特別措置法第五条第一項の規定に基づき産業保安監督部長に届け出た鉱害防止事業計画(同項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの)に従い行うこと。

(機械、器具及び工作物の使用)

第十二条 法第五条第一項及び第七条の規定に基づき、鉱業上使用する機械、器具及び工作物について鉱業権者が講ずべき措置は、当該機械、器具及び工作物の安全かつ適正な使用方法又は作業方法若しくは作業手順を定め、これを鉱山労働者に周知することとする。

(火薬類の取扱い)

第十三条 法第五条第一項の規定に基づき、火薬類の取扱いについて鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

一 火薬類を受渡すときは、あらかじめ安全な一定の場所を定め、当該場所において行うこと。

二 火薬類を存置するときは、火薬類取扱所を設け、当該箇所において行うこと。ただし、前号の場所、発破場所及びその付近に安全な方法で一時存置する場合は、この限りでない。

三 火薬類取扱所に存置する火薬類は、二作業日の使用見込量以上としないこと。

四 受渡し、返還及び使用した火薬類の種類及び数量を記録し、これを一年間保存すること。

五 火薬類を受渡し、存置し、運搬し、又は発破するときは、暴発、紛失及び盗難を防止するための措置を講ずること。

六 発破作業を行うときは、前号の規定によるほか、異常爆発の防止並びに発破作業及び周辺への危害を防止するための措置を講ずること。

七 発破作業終了後は、第五号の規定によるほか、不発その他の危険の有無の検査の実施その他の火薬類による危害を防止するための措置を講ずること。

八 不発の際は、安全な方法による火薬類の回収その他の火薬類による危害を防止するための措置を講ずること。

(毒物及び劇物の取扱い又はこれらを含有する廃水の処理)

第十四条 法第五条第一項及び第八条の規定に基づき、毒物及び劇物の取扱い又はこれら含有する廃水の処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

一 毒物及び劇物を取り扱うときは、保護手袋又は保護衣の着用その他の鉱山労働者の危害を防止するための措置を講ずること。

二 毒物及び劇物を運搬し、又は貯蔵するときは、飛散、漏れ、流れ出し、しみ出し及び地下へのしみ込みの防止並びに紛失及び盗難を防止するための措置を講ずること。

三 毒物及び劇物を含有する廃水を処理するときは、第十九条の規定によるほか、中和、加水分解、酸化、還元その他の鉱害を防止するための措置を講ずること。

四 毒物及び劇物の取扱いを中止するときは、残余の毒物及び劇物について、危害又は鉱害を生じない方法で処理すること。

五 毒物及び劇物が飛散し、漏れ、流れ出し、しみ出し又は地下へのしみ込みが生じたときは、その事故について、応急の措置を講じ、かつ、速やかにその事故を復旧すること。

(火気の取扱い)

第十五条 法第五条第一項の規定に基づき、坑外における火気の取扱いについて鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

- 一 火気使用禁止区域の設定、可燃性物質の管理その他の火災を防止するための措置を講ずること。
- 二 消火設備の設置その他の火災による被害範囲の拡大を防止するための措置を講ずること。
- 三 火災を認めたときは、消火作業の実施、鉱山労働者の退避その他の火災による被害を防止するための措置を講ずること。

(通気の確保)

第十六条 法第五条第二項の規定に基づき、衛生に関する通気の確保について鉱業権者が講ずべき措置は、次の各号に掲げる基準を満たすための措置とする。

- 一 鉱山労働者が作業し、又は通行する坑内の空気の酸素含有率は十九パーセント以上とし、炭酸ガス含有率は一パーセント以下とすること。
- 二 坑内作業場(通行に使用する箇所を除く。)において鉱山労働者が作業する箇所における気温は、摂氏三十七度以下とすること。

(災害時における救護)

第十七条 法第五条第二項の規定に基づき、災害時における救護について鉱業権者が講ずべき措置は、負傷者の手当に必要な救急用具及び材料の配備、自己救命器の配備、坑内誘導無線機その他の連絡装置の設置、救命施設の設置、救護隊の設置、定期的な退避訓練の実施その他の鉱山において発生が想定される災害に対処するための措置とする。

(巡視及び点検)

第二十六条 法第五条から第八条までの規定に基づき、第三条から第二十二條まで、第二十四条及び前条に定めるもののほか、施設等の巡視及び点検について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

- 一 保安の確保上重要な鉱山等にある建設物、工作物その他の施設並びに掘採箇所及び掘採跡を定期的に巡視し、危険又は異常の有無を検査し、かつ、危害及び鉱害の防止のため必要な事項について、測定すること。
- 二 大雨、地震その他の異常気象により保安上危険の有無を検査する必要性が生じたもの又は前号の測定の結果に異常が認められたものについては、巡視者に危害が及ぶおそれがある場合を除き、巡視及び測定の回数の増加その他巡視又は測定について必要な措置を講ずること。
- 三 鉱業上使用する機械、器具及び工作物については、始業時、月次等、定期的に点検を行うこと。
- 四 第一号及び第二号の巡視及び測定並びに前号の点検についての箇所、項目、方法及び頻度をあらかじめ定め、これを鉱山労働者に周知すること。
- 五 第一号から第三号までの巡視、検査、測定及び点検の結果を記録し、必要に応じ、これを保存すること。

(緊急時の適用の除外)

第二十八条 鉱業権者又は鉱山労働者が人命救助又は緊急時の保安確保を行う場合においては、第三条から前条まで(第二十三条を除く。)の規定によらず当該行為を行うことができる。

(保安教育)

第三十条 法第十条第二項の特に危険な作業として経済産業省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、当該作業に従事させるときに施すべき教育の内容は、それぞれ同表の中欄に掲げる教育事項(関係法令に関する事項を含む。)について、同表下欄に掲げる時間数に応じて行うものとする。

作業	教育事項	時間数
一 石油鉱山(石油坑によるものを除く。)における火薬類を使用する作業	一 火薬類の知識に関すること	四時間以上
	二 火薬類の取扱方法に関すること	六時間以上
	三 火薬類による作業方法に関すること	八時間以上
	四 作業の実技	十八時間以上及び見習期間を一箇月以上とする。
二 石炭坑(石炭の探鉱のみを行うもの及び亜炭のみの掘採を行うものを除く。)における発破に関する作業	一 火薬類の知識に関すること	六時間以上
	二 火薬類の取扱方法に関すること	六時間以上
	三 発破方法に関すること	十二時間以上
	四 発破に関する実技	二十四時間以上及び見習期間を一箇月以上とする。
三 前二号のほか、鉱山における発破に関する作業	一 火薬類の知識に関すること	六時間以上
	二 火薬類の取扱方法に関すること	六時間以上
	三 発破方法に関すること	十二時間以上
	四 発破に関する実技	二十四時間以上及び見習期間を一箇月以上とする。

2 前項の教育事項の詳細な教育項目については経済産業大臣が別に定める。

3 次に掲げる者は、第一項の教育を施したものとする。

一 火薬類取締法第三十一条第二項に規定する甲種火薬類取扱保安責任者免状又は乙種火薬類取扱保安責任者免状を有する者

二 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)別表第四の上欄に掲げる発破技士免許を受けた者

4 鉱業権者は、定期的に又は必要に応じ、鉱山労働者に対して、その作業を行うに必要な保安に関する事項について再教育を実施するよう努めなければならない。

(現況調査の項目)

第三十七条 法第十八条第一項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる項目について保安を害する要因(その評価を含む。)とする。

一 掘採箇所及びその周辺の地質状況

二 鉱山周辺の状況

三 第三条から第二十二條まで、第二十四條(次号に掲げる事項を除く。)、第二十五條、第二十六條及び第二十九條の規定により鉱業権者が講ずべき措置に係る事項(機械、器具及び工作物等に係る調査にあつては、それらが故障、破損その他の事由により通常の使用ができない場合を含む。)

四 海洋施設における油又は有害液体物質の処理

五 前各号に掲げるもののほか、鉱山における保安を害する事項

(保安規程)

第四十条 法第十九条の規定に基づき、鉱業権者が保安規程に定めなければならない内容は、次に掲げる事項とする。

一 保安管理体制

イ 保安管理体制の構成

ロ 保安管理体制を構成する者のそれぞれの職務の範囲（請負を含む。）

二 法第二十八条に規定する保安委員会（法第三十一条第一項に規定する鉱山労働者代表の届出があつた場合を除く。）

イ 委員の選任方法

ロ 開催頻度

ハ 審議結果の記録に関する事項

三 鉱山労働者代表（法第三十一条第一項に規定する鉱山労働者代表の届出があつた場合に限る。）

イ 法第三十二条の規定により読み替えて適用される法第十九条第四項の規定による鉱山労働者代表の意見の聴取結果の記録に関する事項

ロ 法第三十二条の規定により読み替えて適用される法第三十条の規定による鉱山労働者代表への通知結果の記録に関する事項

ハ 法第三十二条の規定により読み替えて適用される法第三十一条の規定による鉱山労働者代表との協議結果の記録に関する事項

四 保安を推進するための活動

イ 保安を推進するための活動の実施体制及び内容

ロ 保安を推進するための活動の記録に関する事項

五 法第十条第一項及び第二項に規定する保安教育

イ 教育の対象者、程度及び方法

ロ 再教育の程度及び方法

ハ 教育の記録に関する事項

六 災害時の対応

イ 連絡体制

ロ 退避の方法

ハ 罹災者の救護方法

ニ 退避及び救護の訓練の実施方法

ホ 災害の発生に備えるための各作業場又は施設における措置

七 第三条から第二十二條まで、第二十四条（次号に掲げる事項を除く。）、第二十五条、第二十六条及び第二十九条の規定による鉱業権者が講ずべき措置について、それを実施するための方法、体制、必要となる教育及び訓練その他の具体的な事項

八 海洋施設における油又は有害液体物質の処理

イ 油又は有害液体物質の処理方法

ロ 大量の油又は有害液体物質の海洋への排出があつたとき又は排出のおそれが生じたときの措置であつて、次に掲げる事項

(1) 報告を行うべき場合、報告すべき内容、報告先その他報告に係る遵守すべき手続

(2) 防除措置の内容及びこれを講ずるために必要な組織、器材等

(3) 防除措置を講ずるため、当該鉱山にいる者その他の者が直ちにとるべき措置

(4) 防除措置を講ずるため、当該鉱山における措置に関する関係機関等との調整に

係る手続及び当該鉱山における連絡先

ハ 油又は有害液体物質の海洋への排出に係る記録に関する事項

九 研修及び見学

イ 実務研修（研修生に鉱山の施設を使用させ、及び坑道の掘削その他の作業に従事させることにより技術、技能又は知識を修得させる研修をいう。以下同じ。）中の保安確保に関する事項

ロ 実務研修を受ける者の教育に関する事項

ハ 実務研修の内容に関する事項

ニ 見学者に対する保安確保に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか、高所作業場からの墜落防止、埋没の防止、はい作業（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷の積み卸し作業をいう。）に係る危害防止、共同作業時の連絡体制その他の現況調査で明らかになった保安を確保するための措置の内容

十一 保安を確保するための措置の評価方法

イ 現況調査を実施する体制

ロ 措置の実施状況を確認する体制及びその時期

ハ 措置の内容を評価する体制及びその時期

ニ ロの確認結果又はハの評価結果の記録に関する事項

十二 前号の結果を踏まえた保安を確保するための措置の見直しに関する事項

2 保安規程の経済産業大臣への届出は、産業保安監督部長を経由して行うことができる。（鉱山労働者代表）

第四十四条 法第三十一条第一項の規定により、鉱山労働者が鉱山労働者代表を選任するときは、掲示その他の手段により、当該鉱山に従事する全鉱山労働者にその旨周知するよう努めなければならない。

2 法第三十一条第一項の規定に基づき、鉱山労働者が鉱山労働者代表を届け出ようとするときは、様式第六により行うものとする。

3 前項の届出事項に変更があった場合は、遅滞なく、当該変更事項を届け出るものとする。

（報告）

第四十五条 法第四十一条第一項の経済産業省令で定める重大な災害は、次に掲げるものとする。

一 死者又は四週間以上の休業見込みの負傷者が生じた災害

二 三日以上の休業見込みの負傷者が同時に五人以上生じた災害

2 法第四十一条第一項の経済産業省令で定める事項は、災害の状況とする。

第四十六条 法第四十一条第二項の規定による報告は、次の表の上欄に掲げる災害、事故その他の事象が発生したときに、それぞれ同表の中欄に掲げる時期に、同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。

災害、事故その他の事象	時期	項目
一 第四十五条第一項各号の災害が発生したとき	災害の発生した日から三十日以内	様式第七による
二 三日以上の休業見込みの負傷者が生じた災害（第四十五条第一項各号の災害を除く。）が発生したとき	災害の発生後速やかに 災害の発生した日から三十日以内	災害の状況 様式第七による

三 火災、ガス若しくは炭じんの爆発、ガス突出、山はね、自然発火又は有害ガスの湧出による災害が発生したとき	災害の発生後速やかに	災害の状況
	災害の発生した日から三十日以内	様式第七による
四 水害、風害、雪害、震災その他の自然災害が発生したとき	災害の発生後速やかに	災害の状況
	災害の発生した日から三十日以内	様式第七による
五 火薬類の紛失、盗難その他の火薬類についての事故が発生したとき	事故の発生後速やかに	事故の状況
	事故の発生した日から三十日以内	様式第七による
六 パイプラインに係る災害又は鉱害が発生したとき	災害又は鉱害の発生後速やかに	災害又は鉱害の状況
	災害又は鉱害の発生した日から三十日以内	災害又は鉱害の状況及び講じた措置の詳細
七 鉱業廃棄物の埋立場に係る事故が発生したとき	事故の発生後速やかに	事故の状況
	事故の発生した日から三十日以内	事故の状況及び講じた措置の詳細
八 捨石、鉱さい又は沈殿物の集積場に係る事故が発生したとき	事故の発生後速やかに	事故の状況
	事故の発生した日から三十日以内	事故の状況及び講じた措置の詳細
九 鉱煙発生施設から第二十条第二号又は第三号の基準に適合しない鉱煙を排出したとき	排出後速やかに	排出の状況
	排出の発生した日から三十日以内	排出の状況及び講じた措置の詳細
十 揮発性有機化合物排出施設から第二十条の二第二号の排出基準に適合しない揮発性有機化合物を大気中に排出したとき	排出後速やかに	排出の状況
	排出の発生した日から三十日以内	排出の状況及び講じた措置の詳細
十一 ダイオキシン類発生施設から第二十二号第二号の排出基準に適合しない排出ガス又は排出水を排出したとき	排出後速やかに	排出の状況
	排出の発生した日から三十日以内	排出の状況及び講じた措置の詳細
十二 粉じん(石綿粉じんを含む。以下同じ。)が発生し	鉱害の発生後速やかに	鉱害の状況
	鉱害の発生した日から三十日	鉱害の状況及

若しくは飛散する施設又は粉じん処理施設において、粉じんによる鉱害を発生したとき	以内	び講じた措置の詳細
十三 第十九条第二号の排水基準に適合しない坑水若しくは廃水を排出したとき、同条第七号に規定する要件に該当する坑水若しくは廃水が地下に浸透した号の基準に適合しない状態（以下この号において「不適合」という。）のとき又は同条第十号に規定する油の排出により鉱害を発生したとき	坑水若しくは廃水の排出若しくは浸透又は不適合若しくは鉱害の発生後速やかに 坑水若しくは廃水の排出若しくは浸透又は不適合若しくは鉱害の発生した日から三十日以内	坑水若しくは廃水の排出若しくは浸透、不適合又は鉱害の状況 坑水若しくは廃水の排出若しくは浸透、不適合又は鉱害の状況及び講じた措置の詳細
十四 海洋施設から第二十四条第四号に規定する基準に適合しない油若しくは第五号に規定する有害液体物質若しくはこれらを含する混合物を大量に排出し、又は排出するおそれがあるとき	排出又は排出のおそれがあった後速やかに 排出の発生した日又は排出のおそれがあった日から三十日以内	排出又はそのおそれの状況 排出の状況及び講じた措置の詳細
十五 毒物及び劇物等が飛散し、漏れ、流れ出し、しみ出し、又は地下にしみ込んだ場合において、毒物及び劇物等による鉱害が発生したとき	鉱害の発生後速やかに 鉱害の発生した日から三十日以内	鉱害の状況 鉱害の状況及び講じた措置の詳細
十六 騒音発生施設を設置する鉱山において、騒音規制法第四条第一項又は第二項の規制基準に適合しない騒音を発生したとき	騒音発生後速やかに 騒音の発生した日から三十日以内	騒音発生の状況 騒音発生の状況及び講じた措置の詳細
十七 振動発生施設を設置する鉱山において、振動規制法第四条第一項又は第二項の規制基準に適合しない振動を発生したとき	振動発生後速やかに 振動の発生した日から三十日以内	振動発生の状況 振動発生の状況及び講じた措置の詳細
十八 掘削バージ、湖沼等における掘採施設又は海洋掘採施設が船舟類又は障害物	衝突後速やかに 衝突の発生した日から三十日以内	衝突の状況 衝突の状況及び講じた措置

と衝突したとき		の詳細
十九 台風の接近等により危険な事態が生ずるおそれのため、掘削バージ又は海洋掘採施設から避難のために退去したとき	退去後速やかに	退去の状況
二十 海底、河底又は湖沼底の地下の坑内において、湧 ^ゆ 水に異常があったとき	異常発見後速やかに 異常の発生した日から三十日以内	異常の状況 異常の状況及び講じた措置の詳細
二十一 核原料物質又は核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき	盗取又は所在不明となった後速やかに 盗取又は所在不明となった日から十日以内	盗取又は所在不明の状況 盗取又は所在不明の状況及び処置の詳細
二十二 核原料物質鉱山において、製錬施設の故障(製錬施設の使用に及ぼす支障が軽微なものを除く。)があったとき	故障発生後速やかに 故障が発生した日から十日以内	故障の状況 故障の状況及び処置の詳細
二十三 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物が異常に漏えいしたとき	漏えい後速やかに 漏えいが発生した日から十日以内	漏えいの状況 漏えいの状況及び処置の詳細
二十四 前三号に掲げるもののほか、放射線障害が発生し、又は発生するおそれがあるとき	放射線障害の発生又は発生のおそれがあった後速やかに 放射線障害が発生した日又は発生のおそれがあった日から十日以内	放射線障害又はそのおそれの状況 放射線障害の状況及び処置の詳細

2 前項のほか、法第四十一条第二項の規定による報告は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の中欄に掲げる時期に、同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。

事項	時期	項目
一 災害の発生及び罹災の状況	毎月末	様式第八による
二 第十条第五号及び第七号の規定による粉じんの評価の結果	評価を行った日から一月以内	様式第九による
三 第十八条第十五号の有害	帳簿閉鎖後遅滞なく	様式第十による

<p>鉱業廃棄物に係る帳簿</p>		<p>る</p>
<p>四 第十九条第五号に規定する汚濁負荷量に係る測定方法</p>	<p>鉱業を開始しようとするとき又は測定方法を変更しようとするとき</p>	<p>様式第十一による</p>
<p>五 坑廃水処理施設に係る水質汚濁防止法第五条第一項第五号から第八号まで及び同条第二項第五号から第八号までの事項並びに水道水源法第十一条第一項第五号から第八号まで及び同条第二項各号の事項、鉱煙発生施設に係る大気汚染防止法第六条第一項第五号及び第六号の事項、揮発性有機化合物排出施設に係る同法第十七条の四第一項第五号及び第六号の事項、粉じん発生施設に係る同法第十八条第一項第五号の事項、石綿粉じん発生施設に係る同法第十八条の六第一項第五号及び第六号の事項、騒音発生施設に係る騒音規制法第六条第一項第四号の事項、振動発生施設に係る振動規制法第六条第一項第四号及び第五号の事項、ダイオキシン類発生施設に係るダイオキシン類対策特別措置法第十二条第一項第五号及び第六号の事項並びに千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書(以下「議定書」という。)に基づく担保措置としての燃料油の品質に関する事項について、変更しようとするとき</p>	<p>当該変更を行う三十日前まで</p>	<p>変更事項</p>
<p>六 坑廃水処理施設に係る水質汚濁防止法第六条、鉱煙発生施設に係る大気汚染防</p>	<p>当該規定の適用を受ける日から三十日以内</p>	<p>当該規定に定められる届出事項</p>

<p>止法第七条第一項、揮発性有機化合物排出施設に係る同法第十七条の五第一項、粉じん発生施設に係る同法第十八条の二第一項、石綿粉じん発生施設に係る同法第十八条の七第一項、騒音発生施設に係る騒音規制法第七条第一項、振動発生施設に係る振動規制法第七条第一項並びにダイオキシン類発生施設に係るダイオキシン類対策特別措置法第十三条第一項の規定の適用を受けるとき</p>		
<p>七 坑廃水処理施設に係る水道水源法第十二条の規定の適用を受けるとき</p>	<p>当該規定の適用を受けの日から六十日以内</p>	<p>当該規定に定められる届出事項</p>
<p>八 石油鉱山の坑井又は石油坑を廃止する場合において、廃止後における湧^{ゆう}水、ガス噴出等による鉱害を防止するため、その坑井又は石油坑について密閉その他の措置を講じたとき</p>	<p>措置後速やかに</p>	<p>措置の内容</p>
<p>九 第二十八条に基づき、第三条から第二十七条まで（第二十三条を除く。）の規定を適用しなかったとき</p>	<p>適用をしなかった後速やかに</p>	<p>適用をしなかった措置とその理由</p>
<p>十 第三十一条第二項ただし書に基づき、やむを得ない一時的な工事をしたとき</p>	<p>工事開始後速やかに</p>	<p>工事の内容とその理由</p>
<p>十一 核原料物質鉱山における放射線障害の防止の記録</p>	<p>六月ごと</p>	<p>様式第十二による</p>

3 鉱業権者は、第一項の表の第二十一号から第二十四号までに掲げる事項に係る報告の記録を十年間保存すること。

労働災害防止団体法（1964年法律第108号）（抄）

（業務）

第十一条 中央協会は、労働災害の防止に関し、会員間の連絡及び調整を図るほか、次の業務を行なうものとする。

三 技術的な事項について指導及び援助を行なうこと。

五 労働者の技能に関する講習を行なうこと。

六 情報及び資料を収集し、及び提供すること。

（業務）

第三十六条 協会は、次の業務を行なうものとする。

二 会員に対して、労働災害の防止に関する技術的な事項について指導及び援助を行なうこと。

2 協会は、前項の業務のほか、当該指定業種に係る労働災害の防止に関し、次の業務を行なうことができる。

二 労働者の技能に関する講習を行なうこと。

三 情報及び資料を収集し、及び提供すること。

厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）（抄）

（労働政策審議会）

第九条 労働政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 厚生労働大臣の諮問に応じて労働政策に関する重要事項を調査審議すること。
 - 二 厚生労働大臣又は経済産業大臣の諮問に応じてじん肺に関する予防、健康管理その他に関する重要事項を調査審議すること。
 - 三 前二号に規定する重要事項に関し、厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べること。
 - 四 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第一百十八号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、中小企業退職金共済法、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十年法律第四十六号）、職業安定法（昭和二十二年法律第一百四十一号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）、港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）、看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第一百十六号）、職業能力開発促進法、勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第一百十三号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）及び家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 2 前項に定めるもののほか、労働政策審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他労働政策審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

国土交通省設置法（平成11年法律第100号）（抄）

（所掌事務）

第4条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

九十六 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境、福利厚生及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に関すること。

九十七 船員の失業対策及び船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労務の需給調整に関すること。

九十八 船員の教育及び養成、海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に関すること。

九十九 船舶の航行の安全の確保及び海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関すること。

第十四条 交通政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土交通大臣の諮問に応じて交通政策に関する重要事項を調査審議すること。

二 前号に規定する重要事項に関し、関係各大臣に意見を述べること。

三 観光立国推進基本法（平成十八年法律第百十七号）、全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）、造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）、臨時船舶建造調整法（昭和二十八年法律第百四十九号）、船員法（昭和二十二年法律第百号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）、勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）、水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）、港湾法（昭和二十五年法律第百十八号）、港湾整備促進法（昭和二十八年法律第百七十号）、広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）、空港法、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）及び海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 前項に定めるもののほか、交通政策審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他交通政策審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

経済産業省設置法（１９９９年法律第９９号）（抄）

（所掌事務）

第四条 経済産業省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

五十九 火薬類の取締り、高圧ガスの保安、鉱山における保安その他の所掌に係る保安（以下「産業保安」という。）の確保に関すること。

六十四 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき経済産業省に属させられた事務

労働政策審議会令（抄）（平成12年政令第284号）

第三条 委員は、労働者（家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）第二条第二項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。）を代表する者、使用者（同条第三項に規定する委託者を含む。以下同じ。）を代表する者及び公益を代表する者のうちから、厚生労働大臣が各同数を任命する。

2 臨時委員及び専門委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者並びに障害者を代表する者（障害者の雇用の促進その他の職業生活における自立の促進に関する事項を調査審議する場合に限る。）のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

4 前項の規定は、専門委員について準用する。

（分科会）

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

安全衛生分科会	一 厚生労働省設置法第四条第一項第四十四号及び第四十五号に掲げる事務に関する重要事項を調査審議すること。 二 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）及び労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第百十八号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
---------	---

2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、厚生労働大臣が指名する。

3 前項の委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。

4 第二項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

5 前項の規定は、第二項の専門委員について準用する。

6 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する公益を代表する委員のうちから、当該分科会に属する委員が選挙する。

7 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。

8 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

9 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

交通政策審議会令（平成12年政令第300号）

（分科会）

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

海事分科会	一 海運、造船に関する事業、船舶、船員及び船舶交通安全に関する重要事項を調査審議すること。
-------	---

労働災害防止計画

1 計画のねらい

労働者の安全と健康はかけがえのないものであり、労働者本人にとってはもちろんのこと、家族、事業場、産業界、そして国全体にとって最大限尊重すべきものである。事業場の生産活動を優先するあまり、労働者の安全と健康の確保がおろそかになってはならないことであり、事業者をはじめとする関係者は、常に労働者の安全と健康の確保を優先しなければならない。労働者自身もこのことを十分に理解し、安全衛生に関わる活動に積極的に取り組み、協力しなければならない。

労働者の安全と健康の確保を目的とする労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）においては、事業者が遵守すべき最低基準を義務として示すだけでなく、積極的に労働者の安全と健康を確保する措置を講ずることを求め、また、労働者に対しても必要な事項の遵守や事業者の安全衛生に関する措置への協力に努めなければならないとしている。

労働災害防止を図るためには、国、事業者、労働者をはじめとする関係者が一体となり、対策を総合的かつ計画的に実施する必要がある。このため、国は、労働災害防止についての総合的な計画を長期的な展望に立って策定し、自ら今後とるべき施策を明らかにするとともに、労働災害防止の実施主体である事業者等において取り組むことが求められる事項を示し、その自主的活動を促進することとしているところであり、今般、平成20年度を初年度とし、平成24年度を目標年度とする労働災害防止計画を策定するものである。

事業者、労働者をはじめ、関係者においては、本計画の趣旨、対策の内容等を理解し、自ら積極的に安全衛生水準の向上に努めることが求められる。

2 労働災害を巡る動向

(1) 産業・就業構造、産業現場等の変化

近年の労働災害の発生状況については、産業構造、就業構造、産業現場の変化等が大きな影響を及ぼしている。

産業構造については、1990年代後半からの景気の低迷に伴う製造業の生産活動の減退、建設事業の縮小等の一方で、国民生活の多様化等により、サービス業等の第三次産業の拡大が進んでいる。

就業構造においては、産業構造の変化に伴い、業種ごとの労働者の増減が生じており、非正規雇用の拡大による就業形態の多様化、労働時間分布の長短二極化等が認められる。また、定年年齢の引上げ等により、高年齢労働者が増加し、その就業率は高まっている。さらに、女性の雇用者数は増加傾向にあり、少子化への対応の観点からも、母性健康管理が重要となっている。

一方、産業現場においては、生産工程の多様化、複雑化が進展するとともに、新たな機械設備・化学物質が導入される等、事業場内の危険・有害性が多様化している。

化学物質については、国内外での有害性に係る知見を踏まえて、有害性の評価等を行い、遅滞なく必要な規制を進めていく必要があるとともに、規制等の国際的な動向への対応も必要となっている。さらに、人体に有害なおそれのある化学物質については、近年、有害性が完全に証明されていない時点でも予防的に必要な措置を取るという考え方が国際的にも重視されてきている。

このほか、これまで現場の安全衛生を支えてきた団塊の世代の大量退職、非正規雇用労働者の増加等により安全衛生のノウハウがうまく伝承されないことが懸念されており、加えて、経験年数の短い労働者が増加していること等にも適切な対応が必要である。

さらに、国際的には、国際労働機関（ILO）において、労働者の安全と健康の確保は、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現に向けた課題の一つとして位置付けられている。

（２）現状分析及び課題

ア 労働災害の発生状況等

平成 15 年度を初年度とし、平成 19 年度を目標年度とする労働災害防止計画（以下「前計画」という。）においては、労働災害による死亡者数について年間 1,500 人を大きく下回ること、労働災害総件数については計画期間中において 20%以上減少させることを目標としていたが、死亡者数は、平成 18 年に初めて 1,500 人を下回ったことに続いて、平成 19 年も引き続き減少傾向にあることから、1,500 人を大きく下回り、前計画の目標を達成することが見込まれる。

一方、労働災害による休業 4 日以上之死傷者数（以下「死傷者数」という。）は、昭和 53 年以来 27 年間にわたり逐年減少し、その間 3 分の 1 となったが、平成 18 年には 28 年ぶりに増加し、前計画期間中の減少率は約 10%にとどまることが見込まれるなど、目標の達成は困難な状況にあり、今後更なる減少を図るためには予断を許さない状況にある。

（ア）業種別

主な業種における労働災害の発生状況等は以下のとおりである。

① 製造業

製造業における労働災害は、減少傾向を維持しているものの、全産業の死亡災害のうち、製造業の割合は 5 分の 1、休業 4 日以上之死傷災害（以下「死傷災害」という。）では 4 分の 1 となっている。

起因物別に見ると、一般動力機械、金属加工用機械等の機械による労働災害（以下「機械災害」という。）が 4 割近くを占め、その中では指の切断等の障害が残る重篤な労働災害も多い。

また、転倒災害及び墜落・転落災害も多く発生しており、合わせて死傷災害の 4 分の 1 を占めている。

このほか、製造業においては派遣労働者や請負人に雇用される労働者（以下「請負労働者」という。）が増加しており、安全衛生の知識に乏しい当該労働者に係る労働災害の増加が懸念されている。また、団塊世代の大量退職等による安全衛生水準の低下等が懸念される。

② 建設業

建設業における労働災害は、減少傾向を維持し、特に死亡災害においてその減少が顕著であるが、依然として全産業の死亡災害のうち、建設業の割合は 3 分の 1 以上、死傷災害では 5 分の 1 以上となっている。

事故の型別に見ると、墜落・転落災害が、建設業の死亡災害の 4 割以上、死傷災害の 3 分の 1 以上を占めている。また、建設機械等による災害、土砂崩壊災害も減少傾向にあるものの依然として多発している。

このほか、低価格で受注された建設工事において、その一部で労働者の安全衛生の確保に影響を与えることが懸念される。

③ 陸上貨物運送事業

陸上貨物運送事業における労働災害は、減少傾向を維持しているものの、全産業の死亡災害及び死傷災害のうち、陸上貨物運送事業の割合はそれぞれ 1 割以上となっている。

事故の型別に見ると、交通労働災害が死亡災害の 3 分の 2 を、荷役作業中の墜落・転落災害が死傷災害の 3 割を占めている。

④ 林業

林業における労働災害は、死傷災害の年千人率（以下「年千人率」という。）が全業種平均の10倍を上回るなど労働災害発生率が著しく高い状況にある。また、死亡災害については、伐木作業中に発生したものが半数以上を占めている。

⑤ 第三次産業

第三次産業（交通運輸業、陸上貨物運送事業及び港湾貨物運送業を除く。以下同じ。）における労働災害は、労働者数の増加等を背景に近年微増の傾向にあり、死傷災害の4割に至っている。

業種別に見ると、卸売・小売業においては労働災害が多発し、また、社会福祉施設、通信業等においては増加している。さらに、産業廃棄物処理業等、労働災害発生率が他の業種と比べて高い業種も見られる。

（イ）事業場規模別

事業場規模別の労働災害の発生状況は、死傷者数で見ると労働者数50人未満の事業場で全体の3分の2を占め、労働者数300人未満で全体の9割以上を占めている。

規模別の年千人率は、労働者数50人未満の事業場は、労働者数300人以上の事業場に比べて約2倍である。また、労働災害発生率の規模間格差は、必ずしも縮小していない。

（ウ）年齢別

年齢別の労働災害の発生状況は、労働災害全体に占める高年齢労働者の割合で見ると、死亡災害、死傷災害がそれぞれ50歳以上の労働者では6割弱、4割強、60歳以上では3割弱、2割弱となっている。また、50歳以上の労働者の年千人率は20歳～49歳の労働者と比べて高い状況にある。今後、高年齢労働者数のさらなる増加が見込まれることから、高年齢労働者の安全衛生対策の充実が重要となる。

（エ）事故の型別

事故の型別の労働災害の発生状況は、死亡災害では交通労働災害、墜落・転落災害が多く、死傷災害では墜落・転落災害、はさまれ・巻き込まれ災害及び転倒災害が多い。墜落・転落災害は建設業のほか、製造業、陸上貨物運送事業等においても多発している。また、一度発生すると深刻な被害を出すおそれのある爆発・火災災害も依然として発生している。

イ 労働者の健康を巡る状況等

（ア）過重労働による健康障害及び精神障害の発生状況等

労働者の健康状況は、定期健康診断によると、脂質異常症、高血圧、糖尿病などに関連する所見を有する労働者が増加しており、およそ2人に1人が有所見という状況にある。

脂質異常症、高血圧、糖尿病などの基礎疾患を有した労働者に、業務による明らかな過重負荷が加わると、脳・心臓疾患を発症することがあり、近年、脳・心臓疾患に係る労災認定件数は年間300件を超え、高い水準で推移している。

また、平成14年厚生労働省実施の労働者健康状況調査によると、職業生活等において強い不安、ストレス等を感じる労働者は6割以上に上っている。さらに、業務による心理的負荷を原因とする精神障害等に係る労災認定件数は増加する傾向にあり、平成18年度は200件を上回っている。

（イ）職業性疾病の発生状況

じん肺の新規有所見者は、長期的には大幅な減少が見られるものの、ここ数年は減少しておらず、今なお年間約250人発生している。

腰痛は、職業性疾病全体の6割を占めており、高年齢労働者の増加や介護関係業務の増大等により今後増加が懸念される。

振動障害及び騒音障害の労災認定件数は、長期的には減少しているものの、依然としていずれも年間300件以上となっている。

また、熱中症及び酸素欠乏症等により、依然として、毎年それぞれ20人前後、10人前後の労働者が死亡している。

(ウ) 化学物質等による健康障害の発生状況

化学物質による職業性疾病は、年間約300件と横ばいが続いている。また、一酸化炭素などによる急性中毒で死亡する事案も依然として発生している。

石綿による肺がん及び中皮腫の労災認定件数は、平成18年度には約1,800件と増加している。また、今後も石綿を使用した建築物の解体作業等の増加が予想されることから、これらの作業に従事する労働者の石綿による健康障害の発生が懸念される。

(エ) 産業保健活動、健康づくり及び快適職場づくり対策に係る状況

定期健康診断の有所見率は年々増加し、また、過重労働による健康障害及び精神障害の労災請求・認定件数が増加している。これらの課題に対処するため、事業場における産業保健活動の一層の活性化が求められている。

また、労働力人口が減少する中で、高齢者や女性の就業率を高めていくことが国民的課題の一つになる中、すべての労働者を対象とした心身両面にわたる健康づくりや快適職場づくりはその重要性を増している。

さらに、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の動向等を踏まえ、受動喫煙の防止対策を一層充実していくことも課題となっている。

ウ 安全衛生全般に関わる状況

(ア) 危険性又は有害性等の調査及びそれに基づく措置の実施状況等

近年の生産工程の複雑化、多様化に伴い、事業場内の危険性又は有害性の要因が多様化している。

このような状況に対応するためには、義務化された最低基準である労働安全衛生関係法令を遵守するのみならず、事業者が事業場における危険性又は有害性の特定、リスクの見積り、リスク低減措置の検討等を行い、それに基づく措置の実施を行う「危険性又は有害性等の調査等」の普及が必要であるが、その実施率は、人材不足、実施方法がわからない等を理由に、労働者数10人以上の事業場で約2割にとどまっている。

(イ) 安全衛生管理活動の状況

雇入れ時教育、作業内容変更時教育をはじめとする安全衛生教育の実施や、安全パトロール等の安全衛生活動は、低調になりつつある。

また、労働安全衛生マネジメントシステムを導入している事業場の割合は、労働者数10人以上の事業場で1割弱にとどまっている。

(ウ) 就業形態の多様化等の状況

短期間で事業場を変わることの多い派遣労働者、請負労働者、短時間労働者等の非正規雇用労働者が増加し、既に3人に1人が非正規雇用労働者となっており、経験年数が短い被災労働者の割合が増加している。

また、高齢化の進展等により、高年齢労働者の割合が今後ますます高まっていくことが予想される。

3 計画における安全衛生対策に係る基本的な考え方

本計画における安全衛生対策については、労働災害全体を減少させるためのリスク低

減及び重篤な労働災害の防止という二つの観点から取り組むとともに、目標の設定、計画的な実施等によりの確な推進を図ることとする。

(1) 労働災害全体を減少させるためのリスク低減対策の推進

死傷災害等の労働災害全体を一層減少させるため、事業場における危険性又は有害性の特定、リスクの見積り、リスク低減措置の検討等を行い、それに基づく措置の実施を行う「危険性又は有害性等の調査等」が広く定着することが必要であり、その取組を促進する。

(2) 重篤な労働災害を防止するための対策の充実

死亡災害等の重篤な労働災害の一層の減少を図るため、これらの労働災害が多く発生している作業、機械設備等について、労働災害防止対策の効果的な推進を図るとともに、その強化について検討し、必要な対策の充実を図る。

(3) 目標の設定、計画的な実施等による対策の的確な推進

最近の行政においては、計画的な行政運営、評価等が必要であり、平成19年度に批准された「職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約（ILO第187号条約）」においても、同様な考え方が安全衛生の国内計画に求められているため、本計画については、目標の設定、評価等を行うことによりの確な推進を図る。

4 計画の期間

本計画は、平成20年度を初年度とし、平成24年度を目標年度とする5か年計画とする。

ただし、この計画期間中に労働災害防止に関し、特別の事情が生じた場合は、必要に応じ計画の見直しを行うものとする。

5 計画の目標

(1) 目標

労働災害の防止並びに労働者の健康の確保及び快適職場の形成促進を図り、安全衛生水準の向上を期すために、次の目標を設定する。国、事業者、労働者をはじめとする関係者は、それぞれの立場で、目標達成に向けて積極的に取り組むこととする。

なお、平成24年までの間、これらの目標に向けた逐年での減少等を図る。

ア 死亡者数について、平成24年において、平成19年と比して20%以上減少させること。

イ 死傷者数について、平成24年において、平成19年と比して15%以上減少させること。

ウ 労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること。

(2) 重点対策及びその目標

本計画において特に重点とすべき行政施策、それを踏まえて事業場で実施される安全衛生対策等について、以下のとおり定める。

ア 「危険性又は有害性等の調査等」について、作業内容等に即した具体的な実施方法の公表及びその普及、事業場内外の人材養成の促進等を行うことにより、その実施率を着実に向上させること。

イ 化学物質における「危険性又は有害性等の調査等」について、化学物質等安全データシート（以下「MSDS」という。）等を活用することにより、その実施率を着実に向上させること。

ウ 機械災害の防止について、労働災害が多発している又は重篤度の高い労働災害が発生しているなどの機械の種類ごとの安全対策の充実を検討し、必要な措置を講じ

ることにより、機械災害の更なる減少を図ること。

- エ 墜落・転落災害の防止について、災害が多い足場、建築物における作業、荷役に係る作業等における墜落・転落災害防止対策の充実について検討し、必要な措置を講じることにより、これらの作業での墜落・転落災害の更なる減少を図ること。
- オ 粉じん障害の防止について、トンネル建設工事、アーク溶接作業、金属等の研ま作業等に係る粉じん障害防止対策を重点とした総合的な対策を推進することにより、じん肺新規有所見者数の減少を図ること。
- カ 化学物質による健康障害の防止について、化学物質に係る有害業務における作業主任者の選任及び職務遂行の徹底、作業環境管理の徹底、安全衛生教育の促進を図るなど必要な措置を講ずることにより、特定化学物質及び有機溶剤による中毒、一酸化炭素中毒等の化学物質による職業性疾病の減少を図ること。
- キ 労働者に対する健康診断について、労働者の自主的な取組を促進するとともに、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成 8 年健康診断結果措置指針公示第 1 号）」に基づく措置を徹底し、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づく医療保険者が行う措置とも連携することにより、健康診断結果等に基づく健康管理措置の実施率の着実な向上を図ること。
- ク メンタルヘルスについて、過重労働による健康障害防止対策を講じた上で、労働者一人ひとりの気づきを促すための教育、研修等の実施、事業場内外の相談体制の整備、職場復帰対策等を推進することにより、メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業場の割合を 50%以上とすること。

6 計画における労働災害防止対策

(1) 自主的な安全衛生活動の促進

ア 「危険性又は有害性等の調査等」の実施の促進

(ア) 中小規模事業場に対する支援、担当者の養成等の促進

「危険性又は有害性等の調査等」の適切な実施の促進を図るため、中小規模事業場を重点とした専門家による指導、中小規模事業場や特定の業種等における典型的な作業等に係るマニュアル等の作成を行うとともに、業界団体による普及活動の支援等を行う。

事業場における担当者の養成、事業場の担当者への指導等を行う専門的人材の養成を促進する。

(イ) 機械の製造者、化学物質の譲渡・提供者等による情報提供の促進

機械については、製造者が「危険性又は有害性等の調査等」を実施し、対策を講じた機械への表示及び機械の譲渡時における「危険性又は有害性等の調査等」の結果を含む使用上の情報の提供を促進する制度について検討を行う。

化学物質については、MSDSの交付による化学物質の危険有害性情報等の提供や化学設備等の改造等の作業を外注する際の注文者による請負業者への情報の提供の徹底を図る。

(ウ) 「危険性又は有害性等の調査等」の実施促進のための情報の提供等の推進

「危険性又は有害性等の調査等」が効果的に実施されるように、労働災害事例、安全衛生に係る活動事例・改善事例等の情報の提供を推進する。

また、「危険性又は有害性等の調査等」を前提とした労働安全衛生関係法令の適用の柔軟化等の検討を行う。

イ 労働安全衛生マネジメントシステムの活用等

「危険性又は有害性等の調査等」の実施とともに、労働安全衛生マネジメントシステムの自主的な導入を促進し、労働災害の防止を図る。

厚生労働省が定めた「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（平成11年労働省告示第53号）」にそった業種別団体等による自主的なマニュアルの作成を促進する。

さらに、労働安全衛生マネジメントシステムの実施等を要件とした計画届の免除認定制度の一層の周知等を図る。

公共事業等の調達制度において労働安全衛生マネジメントシステム等安全衛生に関する取組を評価する制度の発注者における導入を促進する。

ウ 自主的な安全衛生活動促進のための環境整備等

（ア）企業において安全衛生が優先される環境の整備の促進

労働者の安全と健康を最優先する「安全文化」について、企業トップをはじめ企業全体への浸透を図る。

企業間取引等において積極的な安全衛生対策の取組が考慮されるなど、安全衛生への積極的な取組が社会的に評価される仕組みについて検討を行う。

また、就業前の学生、労働者の家族等をはじめ、広く国民一般に対して安全衛生の重要性の認識を高めるための広報等を推進する。

（イ）安全衛生委員会等の活性化等の促進

安全衛生委員会等における「危険性又は有害性等の調査等」、安全衛生に係る計画の作成・実施・評価・改善等に関する事項の調査審議の徹底を図り、安全衛生委員会等の活性化を促進する。

低調になりつつある安全パトロール等の日常的な安全衛生活動の充実を促進する。

自主的な安全衛生活動を促進するため、安全衛生情報の提供の充実を図る。

事業場における労働災害の記録の制度化を図り、これらの記録を活用した再発防止対策の徹底を図る。

エ 情報の共有化の推進等

労働災害事例、化学物質の危険有害性等の情報を広く提供し、関係者がこれらの情報を共有できるようにすること等により、企業等における労働災害防止対策の充実を図るとともに、労働災害防止の重要性等について国民、企業の認識を高め、業界団体、企業等の積極的な労働災害防止活動への取組を促進する。

（2）特定災害対策

ア 機械災害防止対策

（ア）機械の設計段階等での「危険性又は有害性等の調査等」の実施促進等

労働安全衛生法第28条の2の規定及び「機械の包括的な安全基準に関する指針（平成19年7月31日付け基発第0731001号）」に基づき、機械の設計、製造及び使用段階における機械の「危険性又は有害性等の調査等」の実施を促進する。機械の譲渡時における「危険性又は有害性等の調査等」の結果を含む使用上の情報の提供を促進する。

機械の製造者がこれらの取組を行った場合の機械への表示、譲渡時における使用上の情報の提供等を促進する制度について検討を行う。

（イ）労働災害多発機械等の対策の充実

労働災害が多発している、又は重篤度の高い労働災害が発生しているなどの機械について、機械の種類ごとの安全対策の充実について検討を行い、必要な措置を講じる。

（ウ）構造規格の計画的な見直し

技術の進展、性能規定化等の観点から、機械等の構造規格の見直しを計画的に行う。

イ 墜落・転落災害防止対策

(ア) 足場先行工法、手すり先行工法の普及

足場の組立・解体作業における手すり先行工法、木造家屋等低層住宅建築工事を対象にした足場先行工法の普及を図る。

(イ) 足場からの墜落・転落災害防止対策の充実

検討を進めている足場からの墜落防止措置に関する新たな安全対策に基づく墜落・転落災害防止対策について、周知徹底を図る。

(ウ) 建築物、車両等からの墜落・転落災害の防止対策の充実

建設業以外でも発生している建築物や荷役作業中の車両等からの墜落・転落災害の防止対策の充実について検討を行い、必要な措置を講じる。

ウ 交通労働災害防止対策

(ア) ガイドラインの徹底等

運転実態と労働災害発生に関する調査結果を踏まえ、交通労働災害防止のためのガイドラインの周知徹底等を図る。

(イ) リアルタイム遠隔安全衛生管理手法の開発・普及

IT技術を活用してトラックの走行状況をリアルタイムに把握し、運転者に必要な安全衛生管理のための指示を行う「リアルタイム遠隔安全衛生管理手法」を開発し、その成果の普及を図る。

(ウ) 関係行政機関との連携

国土交通省、警察庁等関係行政機関との連携を図り、交通労働災害防止対策の徹底を図る。

エ 爆発・火災災害防止対策

ガス、蒸気及び粉じんに起因する爆発・火災災害については、労働安全衛生関係法令に定める措置の徹底を図るとともに、MSDS等を活用した、化学物質に係る「危険性又は有害性等の調査等」の普及促進を図る。

(3) 労働災害多発業種対策

ア 製造業対策

(ア) 「危険性又は有害性等の調査等」の実施促進

広く「危険性又は有害性等の調査等」の適切な実施の促進を図る。特に、中小規模事業場を重点とした専門家による指導、中小規模事業場における典型的な作業等に係るマニュアル等の作成、業界団体による普及活動の支援等を行う。

(イ) 機械災害、墜落・転落災害等の労働災害多発分野における対策の徹底

労働災害が多発している機械等の安全対策、建築物等からの墜落・転落災害の防止対策等の充実について検討を行い、必要な措置を講じる。

(ウ) IT技術を活用した安全衛生管理手法の普及促進

団塊の世代の大量退職に伴う安全衛生分野の知識、技術、ノウハウの喪失、労働者の熟練度の低下等に対応するため、PDA（個人用の携帯端末）、ICタグ等のIT技術を活用して安全衛生の確保のための情報提供、警告等を可能とする「IT技術を活用した安全衛生管理手法」の普及促進を図る。

(エ) 就業形態の多様化等に対する対応

雇入れ時等の安全衛生教育を徹底するとともに、経験年数が短い労働者等作業に慣れていない者に対して、実際の機械等を使用して労働災害を模擬的に実体験させること等を通じて作業における危険に対する感受性を向上させる危険感受性向上教育を推進する。

請負労働者等が混在する作業での労働災害の発生を防止するため、作業間の連絡調整をはじめとする法令及び「製造業における元方事業者による総合的な安全

衛生管理のための指針（平成 18 年 8 月 1 日付け基発第 0801010 号）」に基づく措置の周知徹底を図る。

また、化学物質を製造し、又は取り扱う設備の改造等の作業の際の労働災害を防止するため、注文者による請負業者への情報提供の徹底や注文者、事業者等が行う非定常作業時の安全衛生対策の徹底を図る。

派遣労働者については、関係法令に基づく派遣元・派遣先の措置義務の履行の徹底を図る。

イ 建設業対策

（ア）元方事業者による統括管理の充実

重層的な請負構造が見られる建設業における労働災害を防止するため、引き続き、元方事業者による統括安全衛生管理の徹底を図る。特に、中小地場総合工事業者の現場においては、大手総合工事業者の現場に比べて労働災害発生率が高いことから、その指導力の向上等を図る。

（イ）専門工事業者の安全衛生管理能力等の向上

専門工事業者の自律的な安全衛生管理能力の向上を図るため、専門業種別のマニュアルの活用等により、「危険性又は有害性等の調査等」の適切な実施の促進等を図る。

（ウ）発注者による安全衛生への配慮の促進

建設工事の発注者による安全衛生への配慮の促進として、安全衛生対策経費の確保や公共事業等の調達制度において労働安全衛生マネジメントシステム等に対する取組を評価する制度の導入促進等を図る。

（エ）墜落・転落災害防止対策等の強化等

木造家屋等低層住宅建築工事を対象とした足場先行工法、足場の組立・解体作業における手すり先行工法の普及を図るとともに、足場からの墜落・転落災害防止対策の周知徹底を図る。また、建築物の開口部、梁等からの墜落、スレート屋根の踏み抜きなどによる墜落・転落災害防止対策等、労働災害が多発している作業等の安全対策の充実について検討を行い、必要な措置を講じる。

建設機械災害防止対策として、クレーン機能付きドラグ・ショベルの一層の普及、危険検知システムの工事現場への普及、転倒時等の運転者防護措置の導入等を促進する。

土砂崩壊災害防止対策として、発注者に対して、「土止め先行工法ガイドライン」平成 15 年 12 月 17 日付け基安発第 1217001 号）」に基づく工法を採用するよう要請することにより、土止め先行工法の一層の普及定着を図る。

ウ 陸上貨物運送事業対策

（ア）交通労働災害防止対策の推進

交通労働災害防止のためのガイドラインの周知徹底等を図る。

「リアルタイム遠隔安全衛生管理手法」を開発し、その成果の普及を図る。

国土交通省、警察庁等関係行政機関との連携を図り、交通労働災害防止対策の徹底を図る。

交通労働災害防止のための安全な運行について、荷主関係者とトラック事業者との連携を促進する。

（イ）荷役作業に係る墜落・転落災害等防止対策の強化

作業ごとのマニュアルの活用等により、「危険性又は有害性等の調査等」の適切な実施を促進する。

荷役作業中のトラック等からの墜落・転落災害防止対策の充実について検討し、必要な措置を講じる。

エ 林業対策

作業ごとのマニュアルの活用等により、「危険性又は有害性等の調査等」の普及促進を図る。

死亡災害が多発しているかかり木の処理作業等の安全対策の充実について検討を行い、必要な措置を講じる。

近年導入されている高性能林業機械等の大型林業機械について、安全対策の周知徹底を図る。

オ 第三次産業対策

(ア) 労働災害多発業種等の対策の推進

卸売・小売業、社会福祉施設、廃棄物処理業等の労働災害の多発している業種、増加している業種、労働災害発生率の高い業種等について、業種別モデル安全衛生管理規程、労働災害防止のためのガイドライン等を活用した対策を推進する。

(イ) 「危険性又は有害性等の調査等」の実施促進

「危険性又は有害性等の調査等」について、中小規模事業場を重点とした専門家による指導、中小規模事業場における典型的な作業等に係るマニュアル等の作成、業界団体による普及活動の支援等を行う。

(ウ) 交通労働災害防止対策の推進

交通労働災害防止対策のためのガイドライン等の周知徹底を図るとともに、運転者教育の実施について必要な支援、援助等を行う。

(エ) 労働災害事例等を活用した自主的な安全衛生活動の促進

労働災害事例等の安全衛生情報の公開を進めるとともに、これらの情報を活用した自主的な安全衛生活動を促進する。

カ その他の業種対策

港湾貨物運送事業、鉱業その他の労働災害発生率の高い業種についても、引き続き積極的に業種の実態等を踏まえた労働災害防止対策を推進する。

(4) 職業性疾病（石綿及び化学物質関係を除く。）等の予防対策

ア 粉じん障害防止対策

対策の見直しが行われたトンネル建設工事やじん肺新規有所見者が多く発生しているアーク溶接作業、金属等の研ま作業等に係る粉じん障害防止対策を重点として、粉じん障害の実態を踏まえた総合的な対策を推進する。

トンネル建設工事については、工事に従事する労働者への粉じんへのばく露を低減するため、坑の大きさ等に応じた効果的な換気の実施、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン(平成12年12月26日付け基発第768号の2)」方式の粉じん濃度測定及びこの測定結果に基づく換気装置の風量の増加等必要な措置の実施、コンクリート等を吹き付ける場所における作業等での電動ファン付き呼吸用保護具の使用、適切な発破退避時間の確保等の対策の徹底を図る。

また、個人サンプラーによる粉じん濃度測定方法等についての調査研究を行い、その成果を踏まえて粉じんばく露低減対策の検討を行う。

イ 腰痛予防対策

腰痛の発生が多い介護作業等を重点に、適切な介護用機器の導入等腰部への負担を軽減する具体的手法を検討し、「職場における腰痛予防対策指針(平成6年9月6日付け基発第547号)」の必要な見直しを行い、その周知徹底を図る。

事業者及び労働者に各作業の腰痛危険度を具体的に認識させる手法の検討を行い、その普及促進を図る。

ウ 振動・騒音障害防止対策

振動障害の防止については、振動工具の振動のレベルに応じた作業時間基準に基

づく作業管理等を含めた振動障害防止対策の普及促進を図る。また、振動工具の使用者が的確に振動レベル等の情報を把握することができるよう、製造者等による振動工具への振動レベルの表示の促進を図る。

騒音障害の防止については、騒音レベルの低減化の推進等「騒音障害防止のためのガイドライン（平成4年10月1日付け基発第546号）」に基づく作業環境管理等の徹底を図る。

エ 熱中症予防対策及び酸素欠乏症等防止対策

熱中症の予防については、具体的な対策についての検討を行い、ガイドラインとしてまとめるとともに、その対策の普及を図る。また、熱中症が多く発生している業種、時期等を重点とした対策の普及促進を図る。

酸素欠乏症等の防止については、酸素欠乏危険場所であることの認識の向上、作業内容等に応じた手順の確認等、その防止対策の徹底を図る。

オ その他の職業性疾病等の予防対策

電離放射線障害の防止については、被ばくの低減化等の対策の徹底を図る。

VDT作業における健康障害の防止については、引き続き「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン（平成14年4月5日付け基発第0405001号）」の周知徹底を図る。

今後発生が危惧されている新型インフルエンザ等の新たな伝染性の疾病については、関係機関との連携のもと、発生に備えた危機管理体制の構築を推進する。

(5) 石綿障害予防対策

ア 全面禁止の徹底等

製造等の全面禁止の措置の徹底を図る。なお、例外的に全面禁止の措置が猶予されている特殊な用途の石綿製品については、安全の確保に配慮しつつ非石綿製品への代替化を促進し、当該猶予措置を撤廃する。

イ 解体作業等におけるばく露防止対策の徹底

建築物の解体作業や建築物に吹き付けられた石綿等の損傷等による労働者のばく露防止対策の徹底を図る。また、吹付け石綿等の除去作業における電動ファン付き呼吸用保護具の使用の義務付けなど石綿ばく露防止対策等の充実についての検討を行い、必要な措置を講じる。

ウ 離職者の健康管理対策の推進

交付要件の見直しが行われた石綿に係る健康管理手帳について、広くその周知を図るとともに、診断技術の向上を図り、健康診断実施医療機関の拡大を行うなど、健康診断の実施体制を整備し、労働者の離職後の健康管理措置を適切に推進する。

さらに、職業性間接ばく露者に係る離職後の健康管理の在り方についての検討結果を踏まえ、必要な措置を講じる。

(6) 化学物質対策

ア 化学物質による労働災害の防止対策

(ア) 危険性又は有害性等の調査等の普及促進

MSDS等を活用した化学物質に係る「危険性又は有害性等の調査等」の普及促進を図る。このための基盤として、危険性又は有害性があるとされている物質について、海外の動向も踏まえ、計画的に化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）に基づく分類を行い、モデルMSDSの作成を行うとともに、表示対象物質及び文書交付対象物質の拡大について検討し、その推進を図る。

また、事例集の作成、研修の実施、モデル事業場の選定等の支援を行う。

(イ) 化学物質による健康障害防止に係る措置の徹底

特定化学物質、有機溶剤、一酸化炭素等の化学物質による健康障害を防止する

ため、作業主任者の選任及び職務遂行の徹底等、法令に定める措置の徹底を図るとともに、安全衛生教育の促進を図るなど、必要な措置を講ずる。

(ウ) 作業環境管理の一層の推進

作業環境中の種々の有害要因を取り除いて良好な作業環境を確保するため、適切に作業環境測定を行い、結果の評価を行うとともに、その評価結果に基づき、事後措置を徹底することにより、作業環境管理の一層の推進を図る。

イ 化学物質管理対策

(ア) リスク評価に基づく化学物質管理の一層の推進

発がんのおそれがある物質等については有害物ばく露作業報告制度等に基づき、国においてリスク評価を行い、リスクが高いとされた化学物質等については順次規制を行うとともに、規制と自主管理の適切な組合せによる化学物質管理を一層推進する。

新規化学物質の有害性調査や、国による有害性調査の結果、動物に対する発がん性等が判明した物質については、健康障害を防止するための対策について指導を行う。

(イ) 国際動向を踏まえた化学物質管理の在り方の検討及びその推進

化学物質管理については、全世界的な課題として捉え、国際的な協調の下で進められる動きもある。

よって、化学物質管理の在り方については、2002年の持続可能な開発に関する世界サミット(WSSD)における長期的な化学物質管理に関する国際合意、その目標実現のための「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ(SAICM)」、「化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する規則(REACH)」等の国際的な動向を踏まえ、官民の役割分担を含め検討を行い、対応を進める。

(7) メンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害防止対策

ア メンタルヘルス対策

職場におけるメンタルヘルス対策について、労働者のメンタルヘルス不調に対する早期の気づき等を促すための教育、研修等の実施を促進するとともに、相談体制の整備、事業場外資源との連携の促進、職場復帰のための対策の推進を図る。

メンタルヘルス対策及び職場復帰のための対策に取り組み、成果をあげている事業場の事例を収集し、分析を行うことにより、他の事業場においても取組が可能な具体的かつ効果的な手法の検討を行い、その普及を図る。

精神障害に関する労災認定事案等について、再発防止の検討を中心とした調査を実施し、これらの調査結果を活用した再発防止対策の徹底を図る。

さらに、自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に基づく取組が政府一体となって推進されているところであるが、職場におけるメンタルヘルス対策は労働者の自殺の予防にも資するという観点から、メンタルヘルス対策を通じた自殺予防の一層の推進を図る。

(ア) 相談体制の整備

職場の相談体制を強化するため、すべての事業場において事業場内の管理監督者や産業保健スタッフに対し、労働者のメンタルヘルス不調についての気づき、職場環境等の把握と改善及び相談対応、個人情報保護、うつ病等の早期発見・早期治療に係る教育、研修を促進することにより、事業場内相談体制の整備を図る。

また、職場においてメンタルヘルスの不調を感じた労働者がいつでも相談できるようにするため、メンタルヘルス相談担当者の配置や事業場外資源の有効な活用についての啓発指導を行う。

(イ) 事業場外資源との連携の促進

事業場外資源であるメンタルヘルス相談の専門機関について、一定の要件を満たしたものについて登録・公表することにより、メンタルヘルスに係る優良な事業場外資源の確保を図り、その利用を促進する。

長時間労働者に対する面接指導、メンタルヘルスの相談、周囲の気づきなどを端緒としてメンタルヘルス不調者が発見された場合において、迅速に医療機関や専門相談機関に取り継がれるような仕組みを構築し、積極的な利用の促進を図る。

(ウ) 職場復帰のための対策の推進

厚生労働省が平成16年に作成した「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」を充実し、円滑な職場復帰が図られるよう対策を推進する。

職場復帰については産業医と精神科医の連携が不可欠であるため、産業医と精神科医のネットワークの強化を図る。

イ 過重労働による健康障害防止対策

(ア) 長時間労働の抑制

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、脳・心臓疾患の発症との関連性が強いという医学的知見を踏まえ、長時間にわたる過重な労働を排除するため、時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進などの労働時間等の設定の改善により、長時間労働を容認しない社会的気運を醸成する。また、過重労働による業務上の疾病が発生した場合の原因究明及び再発防止対策の徹底を図る。

(イ) 面接指導の徹底等

長時間労働による疲労の蓄積が認められる者に対し、すべての事業場において医師による面接指導及びその結果に基づく措置の徹底を図るため、産業医の選任義務を有する事業場における事後措置までの実施の徹底を図るとともに、産業医の選任義務のない労働者数50人未満の事業場においても面接指導及びその結果に基づく措置が適切に実施されるよう、地域産業保健センターにおける面接指導の実施体制を整備し、その活用を促進する。

(8) 産業保健活動、健康づくり及び快適職場づくり対策

ア 産業保健活動の活性化

(ア) 産業医等の選任等の徹底

労働者の健康の確保を図る上で、産業医や衛生管理者等の活動が重要であることから、その選任による労働衛生上の効果を十分に説明すること等により、産業医や衛生管理者等の選任及び職務遂行の徹底を図る。

(イ) 産業保健活動の充実

産業医等の産業保健スタッフに対する研修や相談等を実施する産業保健推進センター及び労働者数50人未満の事業場に対する産業保健サービスを提供する地域産業保健センター事業の有効活用や、その連携を図ることにより、地域における産業保健活動の活性化を図る。

メンタルヘルス、過重労働等産業保健を巡る課題が多様化していることから、産業医に対する研修の充実を図ること等により、職業性疾患に加えて過重労働、メンタルヘルス、生活習慣病等幅広い課題に対する産業医活動の促進を図る。

事業場における産業保健活動の展開には、産業医が保健師等の産業保健スタッフと連携して活動する必要があることから、保健師等の産業保健スタッフの積極的な活用及び連携の促進を図る。

これらの取組に加え、地域・職域連携推進協議会を活用した地域保健との連携強化及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う措置との連

携を図りつつ、健康診断の実施及びその結果に基づく健康管理の徹底を図る。この際、労働者が、事業者の行う健康診断を受診するとともに、健康診断の結果及び保健指導を利用して、その健康の保持に努めるよう、普及啓発を行う。

イ 健康づくり対策

すべての労働者を対象とした心身両面にわたる健康づくりのため、中小規模事業場においても取り組みやすいような仕組みとするために改正した「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（昭和 63 年健康保持増進のための指針公示第 1 号）」に基づき、健康づくり対策に係る目標の設定と評価の明確化及びその計画的な推進等による健康づくりの一層の普及・定着を図る。

なお、その推進に当たっては、地域・職域連携推進協議会を活用した地域保健との連携強化及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う措置との連携を図る。

ウ 快適職場づくり対策

(ア) 職場の快適化の推進

これまでの空気環境や温熱条件等に対するハード面の対策にとどまらず、職場の人間関係などのソフト面の観点から職場の快適化に資する方法・手段について調査研究を行い、総合的な快適職場づくりに向けた快適職場指針の見直しについての検討を行う。

(イ) 受動喫煙防止対策の推進

受動喫煙による健康への影響についての周知、受動喫煙防止のための効果的な手法の普及等により、適切な受動喫煙防止対策の徹底を図る。また、国内外の情勢等を踏まえつつ、受動喫煙の防止対策の充実についての検討を行う。

(9) 安全衛生管理対策の強化について

ア 安全衛生教育の効果的な推進等

(ア) 雇入れ時等の安全衛生教育の徹底等

経験年数が短い労働者が被災する労働災害の割合が増加していること等を踏まえて、雇入れ時や作業内容変更時等の安全衛生教育の徹底を図るとともに、危険感受性向上教育の促進を図る。

(イ) 熟練労働者からの知識、技能等の伝承の促進

団塊の世代の大量退職等により、安全衛生分野の知識、技術、ノウハウの喪失が懸念されること等から、「IT 技術を活用した安全衛生管理手法」の普及促進等を図る。

(ウ) 安全衛生担当者の能力向上と評価等

安全管理者等の安全衛生担当者の能力向上教育を促進する。また、安全衛生担当者の能力の自主的な第三者による評価等により、安全衛生担当者の能力の向上・評価及び活動の活性化を図る。

(エ) 「危険性又は有害性等の調査等」に係る人材養成の促進

「危険性又は有害性等の調査等」の普及促進のため、事業場内の担当者の養成、事業場担当者への指導等を行う専門的人材の養成を促進する。

イ 中小規模事業場対策の推進

中小規模事業場に対して、あらゆる機会を利用して安全衛生に対する認識の向上を図るとともに、中小規模事業場を対象とした安全衛生対策の普及、そのための支援等を推進する。

また、安全衛生対策を実施するための環境づくりなどのための内部人材の養成、外部の人材・機関の活用等の促進、情報の提供等を推進する。これらについては、中小規模事業場が協力して、集団的に取り組むことが有効であることから、その促進

を図る。

(ア) 注文者の安全衛生面の配慮の促進等

中小規模事業場では、他の企業からの注文による生産等を行っている場合が多く、注文者が注文に当たって受注事業者の安全衛生の状況に配慮することは、受注事業者の安全衛生に対する認識、安全衛生水準の向上に資することから、好事例の収集、提供等によりその促進を図る。

(イ) 中小規模事業場を対象とした安全衛生対策の普及等

中小規模事業場が多い労働災害多発業種等に対して、多発災害の防止対策の徹底を図るとともに、中小規模事業場向けの安全衛生対策として、中小規模事業場において「危険性又は有害性等の調査等」の適切な実施を促進するためのマニュアルの作成、中小規模事業場でも取り組みやすい仕組みとなった健康づくり対策の普及・定着、化学物質の管理を担当する者の能力向上等を図る。

これらの対策の推進のため、中小規模事業場における基本的な安全衛生対策の実施、ノウハウの蓄積等のための集団的な取組に対する支援、「危険性又は有害性等の調査等」の実施、健康づくり対策の推進等自主的な安全衛生対策に対する支援等を行う。

労使による労働災害防止活動を推進するという観点から、労災防止指導員を効果的に活用することにより、中小規模事業場等における安全衛生管理の向上を図る。

(ウ) 中小規模事業場における内部人材の養成等

「危険性又は有害性等の調査等」の適切な実施のための事業場における担当者の養成、管理監督者に対するメンタルヘルス教育の実施等、中小規模事業場の安全衛生対策を推進するための事業場内の人材の養成を促進する。

安全衛生に関する人材の確保が困難な中小規模事業場における安全衛生水準の確保・向上を図るため、外部の専門機関等による安全衛生業務の代行等についての検討を行う。

(エ) 情報提供の推進

労働災害事例等の安全衛生情報の提供を進めるとともに、これらの情報を活用した自主的安全衛生活動の促進を図る。

ウ 就業形態の多様化等に対する対策

(ア) 雇入れ時等の安全衛生教育の徹底・危険感受性向上教育の促進

派遣労働者、請負労働者及び短時間労働者に係る労働災害の防止を図るため、雇入れ時や作業内容変更時等の安全衛生教育の徹底及び危険感受性向上教育の促進を図る。

(イ) 製造業の元方事業者による作業間の連絡調整等の徹底

製造業の事業場において、請負労働者等が混在する作業での作業間の連絡調整をはじめとする法令及び「製造業の元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針」に基づく措置の周知徹底を図る。

また、派遣労働者については、関係法令に基づく派遣元・派遣先の措置義務の履行の徹底を図る。

エ 高年齢労働者対策等の推進

高年齢労働者の活用、雇用機会の確保に伴い、高年齢労働者の安全と健康の確保が重要となっていることから、事業場における対策の推進に当たって必要な取組事例の収集、身体的特性等についての調査研究及びその結果の提供等を労使とも連携しつつ推進する。また、地域保健で実施されるサービス及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う措置との連携を図りつつ、事業場の健康づく

りの一層の普及・定着を図る。

また、母性保護の見地から、妊産婦の危険有害業務の就業制限の徹底を図る。

(ア) 作業環境等の改善等に係る対策の普及

高年齢労働者の身体的特性に配慮した安全衛生対策は、すべての労働者の労働災害防止にも資するものであり、一層の推進が必要である。このため、高年齢労働者の身体的特性に配慮した作業環境、作業方法等の改善及び快適職場の形成等を促進するとともに、これらの当該取組事例の収集及び公表を推進する。

(イ) 高年齢労働者の身体的特性等についての調査研究の推進等

高年齢労働者の身体的特性等についての調査研究等を推進し、その結果等を広く提供することにより、事業場における高年齢労働者に配慮した安全衛生対策の実施の促進を図るとともに、これらの成果も踏まえて、効果的な高年齢労働者の安全衛生対策等についての検討を行う。

オ グローバル化への対応

(ア) 国際動向を踏まえた対策の推進

諸外国、国際機関等において、安全衛生に関する新たな知見が得られた場合、新たに規制が行われた場合等に、情報を速やかに把握し、必要な対応を迅速・的確に実施する。

(イ) 国際協力、協調的な取組の推進

独立行政法人国際協力機構（JICA）等の関係機関と連携しつつ、アジア圏を重点とした安全衛生分野の国際協力を積極的に推進する。また、労働安全衛生マネジメントシステムに関し、諸外国との協調的な取組を推進する。

(ウ) 外国人労働者対策の推進

日本の安全衛生関係情報を外国語で提供すること等により、コミュニケーションギャップの解消等の対策を推進する。

(10) 効率的・効果的な施策の推進について

ア 労働安全衛生研究の促進

安全衛生対策は、常に国内外の最新の知見に基づいて推進していく必要があることから、労働安全衛生に関する調査研究機関等と協力し、労働災害防止、職業性疾病予防等に関する調査研究、労働災害の調査・分析、国内外の情報の収集等を行い、これによって得られた知見に基づいて安全衛生対策の充実・強化を図るとともに、広く安全衛生分野の研究の振興を図る。

イ 地域における労働災害多発業種等対策の推進

都道府県労働局及び労働基準監督署において、地域の産業構造等により労働災害が多発している業種や中小規模事業場集団等がある場合には、それらを重点対象として計画的かつ効果的に労働災害防止対策を推進することにより、労働災害の減少を図る。

ウ 関係機関との連携等

(ア) 労働災害防止団体等の活動の促進

労働災害防止団体等の安全衛生関係団体が、事業場等のニーズを踏まえた有効な支援サービスの開発を進める等、独自に行う安全衛生活動を推進することを促進する。

特に、労働災害防止団体が、関係業種の実態を踏まえ、本計画等を踏まえた効果的な事業展開を図るため、各関係業種別の目標を含む計画を策定し、「危険性又は有害性等の調査等」の普及促進等、中小規模事業場への安全衛生対策の普及に配慮しつつ労働災害防止活動に取り組むことを促進する。

(イ) 関係行政機関との連携

交通労働災害防止対策、石綿障害予防対策等については、安全、環境、健康等の他の行政施策との連携によって、効果的に推進することができる場合が多いことから、厚生労働本省、都道府県労働局、労働基準監督署のそれぞれの段階において、他の関係行政機関との緊密な連携を図る。

エ 各対策の効果の分析・評価等

本計画に基づいて実施する対策の進捗状況、成果、目標の達成状況等について評価を行うとともに、その結果を踏まえて対策の内容、手法等について適宜見直しを行う。

国家公務員福利厚生基本計画（1991年内閣総理大臣決定）

はじめに

近年、少子・高齢社会の進行、国際化・情報化の進展、ストレス要因の増加等、社会経済情勢が大きく変化する中で、職員のニーズ等に対応した福利厚生施策を推進していくことの重要性が一層高まっている。

特に、高齢社会の進行や生活習慣病等の増加は、健康の保持増進及び健康で豊かな老後を迎えるための生活設計の重要性を高めている。

また、職場環境の変化、海外派遣の増大等に伴う職務内容の多様化・複雑化等により、職員が疲労やストレスを一層蓄積させている。このため、業務の合理化及び効率化により生じた余暇の活用は、職員が安心して良質な生活を送るための重要な要素となっている。

このような中で、職員の心身の健康を確保し、生きがいある充実した生活の実現を図ることが、勤務能率を増進するとともに、活力ある行政の基盤ともなるものであることにかんがみ、本計画において福利厚生施策を推進するに当たっての基本的な方針を示すものである。

第1 総則

1 計画の趣旨及び目的

この計画は、国家公務員法第73条第1項において内閣総理大臣が定めることとされている能率増進計画を定めるものであり、福利厚生施策の推進に関する基本方針を示すことにより、職員の福利厚生の充実を図ることを目的とする。

2 福利厚生施策の目標

国家公務員の福利厚生施策は、職員の健康の保持増進、安全管理、レクリエーション活動の推進等を行うことを通じて、職員の勤務意欲及び勤務能率を増進し、ひいては職員の資質の向上及び組織の活性化を図ることを目標としてこれを推進する。

3 福利厚生施策の推進体制

各省各庁の長は、この計画の方針を各々の福利厚生施策に反映し、各省庁厚生担当課長会議等における連絡・調整を通じて職員のニーズ等に対応した福利厚生施策の一体的な推進に努めるとともに、共済組合との連携強化やアウトソーシング等の推進を図ることにより、民間との均衡を考慮しつつ、福利厚生施策の効率的かつ効果的な実施に努めるものとする。

4 計画のフォローアップ

内閣総理大臣は、毎年度における本計画の実施状況について取りまとめるものとする。

第2 健康の保持増進

職員の心身の健康の保持増進の重要性について積極的な普及啓発を図り、疾病の発生を予防することにより、職員の生涯にわたる心身ともに健康な生活を実現する。

このため、次の事項に重点を置いて職員の健康の保持増進対策を推進する。

1 生活習慣病対策

高齢社会の進行、食生活の変化等に伴い、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病に係る対策が重要な課題となっている。生活習慣病を予防するためには、適切な運動を行い、健全な食生活に心がけるなどの生活習慣を維持するとともに、職員が定期健康診断の結果を有効に活用し、自らの生活の改善に努めることが重要となる。

このため、健康づくりのための教育等の充実、生活習慣病の予防に関する理解と知識の普及等を行い、定期健康診断の充実及びその結果に基づく保健指導の徹底に

留意しつつ職員的生活習慣病対策を推進する。

2 喫煙対策

喫煙が健康に与える影響及び受動喫煙の危険性を踏まえ、生活習慣病等を予防する上で喫煙対策は重要な課題となっている。このため職場における受動喫煙防止対策の徹底を図るほか、職員に対する喫煙と健康に関する正しい知識の普及や禁煙希望者に対する禁煙支援を推進する。

3 心の健康づくり

職場環境の変化、職務内容の多様化・複雑化に伴う職員のストレス要因の増加にかんがみ、職員一人ひとりの心の健康の保持増進、心が不健康な状態になった職員への早期対応、円滑な職場復帰の支援と再発防止、増加傾向にある自殺の防止等に留意しつつ、体系的な教育の実施、複数省庁で共同利用できる相談体制の在り方の検討、専門機関の利用促進等の心の健康づくりの充実を図る。

4 業務等に応じた健康管理対策

職場における情報通信技術の活用の進展、業務量の増加、単身赴任の増加等により業務やこれを取り巻く環境が多様化しており、このような多様な業務等に対応した適切な健康管理対策を実施することが必要となる。

このため、VDT作業従事職員に係る環境管理、作業管理及び健康管理を行うとともに、特に長時間の超過勤務を行う職員については、医師による面接指導を実施するなど健康管理に配慮する。

また、単身赴任者の健康管理、健康に有害な業務に従事する職員の健康管理等に留意しつつ、職員の業務等に応じた健康管理対策を推進する。

5 職場の環境衛生対策

職員の心身の健康を保持し、勤務能率を増進するためには、職場の環境衛生を適切な状態に維持・管理することが必要であることにかんがみ、職場の環境衛生状態の把握及びその維持・改善に留意しつつ、職場の環境衛生対策を推進する。

6 惨事ストレス対策

地震、台風等の自然災害又は凄惨な事件、事故の対応に当たる職員、直接被害を受けた職員及び現場に遭遇した職員が受けた精神的ストレスを早期に発見して、カウンセリング等を通じて症状の緩和を図るための対策を推進する。

第3 安全管理

職員の職務に起因する災害の発生を未然に防止し、職務に不安なく従事することができるようにするため、次の事項に留意しつつ、職員の安全管理対策を推進する。

1 職員の身の回りの安全管理対策

不慮の事故や自然災害に伴う職員の災害の発生を未然に防止するため、職場の整理・整頓、避難訓練等、日常から職員の身の回りの安全管理対策を推進する。

2 業務に応じた安全管理対策

危険設備の使用、危険作業等により危険を伴う業務に従事する職員に対して、危険設備及び作業環境の点検整備、機械設備及び作業方法の安全化の推進等、業務に応じた安全管理対策を実施する。

3 安全管理の周知・徹底

職場の安全を確保するためには、職員が自ら主体的に安全管理に取り組むことが必要であるため、安全教育、安全に関する普及啓発、職員の意見を聞くための措置の充実等に努め、職員に安全管理の周知・徹底を図る。

第4 レクリエーション活動の推進

文化・教養・体育のレクリエーション活動を通じ、職員の心身の健康の保持増進及び活力の向上を図るとともに、職員の一体感を醸成するため、次の事項に重点を

置いて職員のレクリエーション活動を推進する。

1 レクリエーション行事の推進

多くの職員がレクリエーションに参加する機会を確保するとともに、レクリエーション活動の適正かつ効果的な実施を図るため、レクリエーション行事の計画的な実施、行事内容の充実、適切な指導体制の確保等に留意しつつ、アウトソーシング等による効率化にも配慮し、職員のニーズ等に合わせたレクリエーション行事を企画・実施する。

2 職員の自主的なレクリエーション活動の促進

職員の自発的な心身の健康の保持増進及び生きがいのある充実した生活の確保等に資するため、活動の場の確保等をはじめとした職員の自主的なレクリエーション活動の促進に努める。

3 職員の余暇活用の促進

職員の心身の健康の保持増進、活力の向上のために余暇の有効活用は重要である。そのためスポーツ等積極的な健康づくりや活力の向上を目指す自主的活動の支援を図るための環境整備に努める。

第5 その他福利厚生施策推進に当たっての重要事項

職場内外において職員が安心して良質な生活を送ることでその勤務意欲の増進を図るため、次の事項に重点を置いて職員の厚生対策を推進する。

1 カウンセリング制度の推進

職務内容・職場環境の変化、家庭環境の複雑化等に伴い、職員の悩みごとが多様化し、増加している中で、相談を通じて職員の精神的安定及び生活の安定に資するカウンセリング制度を普及することが必要となる。このため、各省各庁において相談体制の在り方の検討、カウンセリング制度の充実及び利用促進、カウンセラー等の資質の向上、カウンセリングに関する理解及び知識の普及等に留意しつつ、カウンセリング制度を推進する。

2 職員の生活設計の支援

職員の在職中から退職後にわたる人生をより充実したものとするため、できるだけ早い時期から退職後の生活までも念頭に置いた生活設計において必要な生きがい、健康、家庭経済設計などの情報を提供し、職員自らが生活設計を行うことを支援する。

3 厚生施設の整備

職場における生活の向上を図るため、職場の実態に応じ、食堂施設その他の厚生施設の整備に努める。

第6 附 則

1 この計画の運用に関し、必要な事項は総務省人事・恩給局長通達で定める。

2 この計画は、5年を目途に必要な見直しを行うものとする。

3 この計画は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月22日 内閣総理大臣決定）

改正後の計画は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月8日 内閣総理大臣決定）

改正後の計画は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成18年3月17日 内閣総理大臣決定）

改正後の計画は、平成18年4月1日から施行する。

第9次船員災害防止基本計画

I 計画の趣旨

船員の安全と健康の確保については、昭和43年度から8次にわたり船員災害防止基本計画を策定し、関係者の協力のもと各種対策を実施してきた。この結果、昭和42年度に比べ、第8次基本計画期間の初年度に当たる平成15年度から平成17年度までの船員災害の発生率（千人率をいう。以下同じ。）は、約5分の1と大幅に減少している。しかしながら、これを陸上と比べると依然として高い状況にあるほか、船員災害としての疾病（以下単に「疾病」という。）の発生率については、最近、増加に転じる兆しを見せている。

特に、船員の生活・労働環境は、相当期間陸上から隔絶されるとともに、気象・海象の影響を受けやすいなど、本来的に厳しい条件下にあることに加え、近年、船員の高齢化等の環境変化も進行している。また、昨今、船員不足が顕在化しつつあり、これに的確に対処して船員を確保・育成していくためにも、船員災害の防止対策を推進し、安全で健康的な職場づくりに取り組むことが重要である。

このため、船員災害防止活動の促進に関する法律（以下「法」という。）に基づき、船員災害の防止に関し基本となるべき事項を明らかにした第9次船員災害防止基本計画（以下「本計画」という。）を定めるものである。今後は、本計画に基づき、関係者が一体となって船員災害の防止に向けた活動を強力に推進するものとする。

II 計画の期間

本計画は、平成20年度を初年度とし、平成24年度を目標年度とする5か年計画とする。

III 計画の目標

本計画における船員災害の減少目標について、死傷災害（疾病以外の死傷を伴う船員災害をいう。以下同じ。）及び疾病に区分して、次のとおり設定する。

1. 死傷災害

死傷災害の発生率について、5年間で21%減少させることを目標とする。この場合における船種別の目標は、次のとおりとする。

一般船舶	16%減
漁船	26%減
合計	21%減

2. 疾病

疾病の年代別発生率を見ると、50歳以降は大幅に上昇する傾向にあり、船員の高齢化の進行に伴い疾病の発生率全体が上昇する状況となっていることから、疾病の年代別発生率に着目することが必要である。このため、疾病の年代別発生率について、第8次船員災害防止基本計画における疾病の減少目標と同等の水準を達成することを目指し、5年間で18%減少させることを目標とする。

一方、疾病の発生率全体については、年代別発生率が18%減少した場合においても、船員の高齢化によって疾病発生率の高い年代層の割合が増加し、年代別発生率の減少効果を抑制することから、5年間で8%減少させることが目標となる。この場合における船種別の目標は次のとおりである。

一般船舶	2%減
漁船	16%減

合 計 8%減

IV 船員災害の現状と課題

船員災害をめぐっては、発生件数や発生率が減少する一方で、船員の高齢化、設備や機器の高度化、作業の多重化・効率化、外国人船員の増加等の様々な変化が生じていることから、本計画では、船員災害の防止対策を効果的に講じていく上で、特に必要な現状認識及びこれを踏まえた課題を次のとおりとする。

1. 死傷災害の分析に基づく再発防止対策

(1) 死傷災害の背景に着目した対策

平成15年度から平成17年度までの死傷災害の発生状況を見ると、最大の原因は転倒、はさまれであり、死亡災害に限ると海中転落によるものが最多となっており、引き続き、これらの対策の充実が必要である。

次に、平成17年度に発生した死傷災害を対象として、アンケート形式（複数回答可）によるサンプル調査を行い、米国の国家運輸安全委員会が採用している災害分析手法等を参考にして転倒等といった直接的な原因の背景にある基本的な原因の把握を行った。この結果、「慣れ」が45%、「安全確認不十分」が40%と上位を占め、人的要因（ヒューマンファクター）が最大の原因であった。これらに次いで、「波浪による船体動揺」が32%、「判断ミス」が24%、「作業手順の不徹底」が18%、「経験不足」が12%、「加齢による機能・体力低下」が11%となっており、人的要因以外に管理要因等も原因の上位となっていた。

また、これらを年齢別に見ると、「安全確認不十分」はどの年齢層でも主要な原因となっている一方、若年船員では「経験不足」や「知識・技能不足」が、中高年齢船員では「慣れ」が相対的に大きな原因となっており、以上のような状況を踏まえた組織的な対策が必要である。

(2) 中小船舶所有者に係る対策

約10年前までは中小船舶所有者とその他の船舶所有者の死傷災害の発生状況がほぼ同等であったが、最近、その格差が開きつつある。具体的には、平成15年度から平成17年度までの死傷災害の発生状況を見ると、中小船舶所有者の船員数が全体の82%であるのに対し、その死傷災害は88%を占めている。このため、当該船舶所有者における死傷災害対策の充実が必要である。

2. 死傷災害の減少に対応した効果的な予防対策

平成15年度から平成17年度までの死傷災害の発生状況を見ると、昭和42年度と比べて約4分の1と大幅に減少しており、実際に発生した死傷災害を教訓にしながら対策を講じていくだけでなく、船員労働安全衛生規則（以下「規則」という。）に基づく船内安全衛生委員会等を活用しつつ、積極的な潜在的危険の予防対策に取り組む必要がある。

また、ILO海事労働条約では、船員災害の防止等を図るため、船内安全委員会の設置、リスクの低減措置や計画的・継続的な改善措置の実施等が義務づけられており、今後は、これらの要素を取り込みつつ効果的な予防対策を進めていくことが望まれる。

3. 海難防止対策による死傷災害の抑制

海難防止については、国において平成19年から平成23年までの5年間に商船の海難発生船舶隻数を平成18年比で10%減少させることを目標として掲げているところであり、運輸安全マネジメント評価による安全管理体制の構築、重大事故発生時の再発防止対策の実施等を通じた海難防止対策を実施し、海難による死傷災

害の抑制を図る必要がある。

4. 船員の高齢化に伴う諸課題への対応

(1) 高年齢船員の死傷災害に係る対策

平成15年度から平成17年度までの死傷災害の発生状況を見ると、50歳以上の船員の占める割合が51%となっており、その割合も増加する傾向にあるとともに、50歳以上の船員数が全体の37%であることと比較すると高い値を示している。このため、高齢化に伴う心身機能の変化を踏まえた高年齢船員の死傷災害対策の充実が必要である。

(2) 若年船員に係る安全衛生対策

船員の高齢化が進行する一方で、最近、若年船員に対する求人需要が回復しつつあり、船員の確保・育成に向けた政策的な取組とあいまって、今後、船員の世代交代が進むものと見込まれるが、これに伴い熟練船員が有する安全衛生に係るノウハウが船内で十分継承されず、船員災害の増加につながるおそれがある。このため、若年船員に対する安全衛生対策の充実が必要である。

(3) 生活習慣病に係る対策

平成15年度から平成17年度までの疾病の発生状況を見ると、35歳以上の船員の占める割合が85%となっており、35歳以上の船員数が全体の68%であることと比較すると高い値を示している。特に、生活習慣病については、当該船員の疾病の26%を占めているほか、船員全体の疾病による死亡の81%が生活習慣病を原因としており、その割合も増加する傾向にある。このため、中高年齢船員を中心とした生活習慣病対策の充実が必要である。

V 船員災害防止のための主要な対策

本計画における主要な対策は、次のとおりとする。

なお、これらの対策の実施に当たっては、「自分の身は自分で守る」という心構えのもと、船舶所有者及び船員自らが安全意識を高めていくとともに、法の精神に則り、船舶所有者、船員及び国等の関係者が一体となって船員災害防止対策の積極的な推進を図るものとする。

1. 総合的・計画的な対策の推進

(1) 自主的な船員災害防止対策の推進

作業・生活環境、労働条件の改善等総合的・計画的な船員災害の防止対策を講ずるため、次により船舶所有者及び船員による自主的な安全衛生管理活動を推進する。

- ① 経営トップによる安全衛生管理活動への積極的な取組
- ② 安全衛生管理に関する年間計画の作成及び実施
- ③ 安全衛生委員会の活性化を含む安全衛生管理体制の整備と活動の促進
- ④ 安全又は衛生の管理担当者の権限及び責任の明確化並びに活動の促進
- ⑤ 安全衛生に対する船員の自主的な自己管理の徹底

特に、中小船舶所有者については、団体安全衛生委員会、地域又は業種単位の協議会等、さらには荷主や元請オペレーター等を含めた協議会等の船員災害防止に向けた自主的な組織を設置し、活動を促進する。既に設置している組織については、一層の活性化を図り、船員の自己管理や安全衛生教育の促進、安全衛生基準や作業基準の作成、災害事例等に関する情報交換、相互安全衛生パトロール等を推進する。

(2) 安全衛生教育訓練の充実

安全衛生教育訓練は、個々の船員が担う作業の種類や内容、職務の責任の程度等に応じて確実に実施する必要があるため、安全衛生教育訓練の計画的な実施、教育施設の充実及び教育訓練担当者の育成、教材の整備等を促進する。

また、船員災害防止協会等が行う安全衛生に関する各種講習会等の充実強化を図るとともに、船員の安全衛生教育訓練への参加を促進するなど個々の船員の安全衛生に対する意識向上を図る。

(3) 死傷災害・疾病予防対策及び健康増進対策等の推進

長時間労働、業務の多重化等による疲労及びストレスの蓄積等が死傷災害や疾病の要因となる場合があることから、その予防を図るため、船内の労働・生活環境の改善を促進する。

また、死傷災害及び疾病の予防の徹底や船員自らによる健康増進への取組を支援するため、船員の健康状態を把握し、作業環境の改善、適正配置、健康相談、運動指導等の心身両面にわたる総合的な対策を推進する。

さらに、石綿（アスベスト）による健康被害対策として、船内で石綿を取り扱う際の予防措置の徹底等を図るとともに、引き続き、元船員に対する船員健康管理手帳制度の周知を進める。

(4) 死傷災害に係るリスク低減対策の推進

死傷災害が大幅に減少するとともに、船員の世代交代が進んでいく中であって、リスク低減措置を通じた効果的な予防対策を進めるため、各船舶所有者においては、船員災害の原因分析を行い、これに基づく再発防止対策を講じるとともに、いわゆるヒヤリ・ハット事例の収集・活用やKYT（危険予知訓練）・KYK（危険予知活動）といった手法の導入・活用を促進する。この再発防止対策の作成に当たっては、不安全状態と不安全行動の両面から対処すべく、人的要因をはじめ、作業要因（作業手順等）、管理要因（教育訓練等）及び設備要因（機械・機器等）といった死傷災害の背景にある基本的な原因について多角的に対策を検討することが望ましい。

また、船内において、上記(1)から(4)前段までの対策をリスク低減の観点から組織的・計画的に進めていくためには、作業前ミーティングの確実な実施等に加えて、規則に基づく船内安全衛生委員会の設置促進とその活用を図ることが有効である。特に、これを中心に船内での危険要因の特定・評価（リスクアセスメント）、安全衛生目標や安全衛生計画の作成・実施、当該計画の実施状況や効果の確認とさらなる改善措置の実施等を継続的に行う手法（以下「船内労働安全衛生マネジメント」という。）の導入がより効果的であると考えられる。このため、国や船員災害防止協会を中心として、自主的に船内労働安全衛生マネジメントの導入を図ろうとする船舶所有者等が活用しうるガイドラインを作成し、その普及を図る。

(5) 国等による取組の推進

総合的な船員災害の防止対策を推進するため、国においては、災害防止に係る情報提供や船員労働安全衛生月間等の広報啓発活動、関係法令の整備及びこれに基づく指導監督の強化、船員労働災害防止優良事業者認定制度の普及・活用等に取り組む。また、船舶所有者によるヒヤリ・ハット事例の収集・活用を支援するため、国においてもこれらの事例の収集を行い、整理・分析の上、広く関係者に紹介する取り組みを進める。

船員災害防止協会においては、安全衛生に関する事業の充実を図るとともに、会員の加入促進を通じて活動の成果をより高めていく観点から、当該事業の魅力の向上に努める。

2. 重点的な対策の推進

(1) 作業時を中心とした死傷災害防止対策の推進

平成15年度から平成17年度までの死傷災害の発生状況を見ると、転倒、はさまれによるものが34%を占め最も多いため、作業時を中心とした死傷災害の防止対策を推進する。

特に、一般船舶においては、整備・管理作業によるものが39%、漁船においては、漁ろう作業によるものが37%を占め最も多いことから、これらの作業時における死傷災害の防止を徹底する。

(2) 海中転落等による死亡災害防止対策の推進

死傷災害のうち死亡災害を見ると、海中転落によるものが45%を占め最も多いため、船内設備や作業方法を検証し、作業用救命衣等の保護具の使用の徹底等を図り、海中転落の防止対策を推進する。

また、酸素欠乏による作業事故等最近の複数死亡災害を見ると、基本的な作業基準等の遵守を怠ったことによるものが目立っていることから、作業内容等に応じた手順の確認と船員一人一人の意識の向上を図り、その遵守を徹底する。

(3) 船員の高齢化に対応した死傷災害防止対策の推進

高年齢船員については、個人差はあるものの、一般的には筋力、敏しょう性、平衡感覚等の運動機能や視覚、聴覚、触覚等の知覚機能及び傷害・疾病の治癒機能等が低下するため、このような心身機能の変化に対応した作業環境・作業方法等の改善、適正配置等の死傷災害防止対策を推進する。

また、船員の高齢化等に伴う世代交代を円滑かつ安全に進めるため、船長をはじめとする熟練船員が有するノウハウを生かし、これらの船員による若年船員への安全衛生に係る指導の促進を図る。

(4) 中高年齢船員を中心とした生活習慣病の予防対策の推進

生活習慣病は、長年にわたる塩分・脂肪分の取りすぎ、運動不足、過度の喫煙・飲酒やストレス等の生活習慣に主に起因している。特に、生活習慣病の有病者やその予備軍とされる人々は、内臓脂肪型肥満やこれに伴う高血糖、高血圧又は高脂血症を重複的に発症させている場合が多いが、このような状態はメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）と位置づけられているところであり、生活習慣病の予防のためには、生活習慣の改善を通じたメタボリックシンドロームの防止が必要である。

40歳から74歳までの日本人男性の約2分の1がメタボリックシンドロームの可能性があるとされているが、船員については、厳しい生活・労働環境下にあるだけでなく、男性の割合が比較的多い、高齢化が進行しているなど、メタボリックシンドローム対策に取り組む必要が特に高いと考えられる。

このため、中高年齢船員を中心として、教育や情報提供を通じて生活習慣病やメタボリックシンドロームに対する船員の意識向上を図り、食生活の改善、適度な運動、喫煙・飲酒の節制等に心がけるなど、船員自らによる日常の生活習慣の改善を促進し、生活習慣病発症の危険性の低減を図る。また、船員に対する食料の支給に当たっては、栄養バランスに十分配慮するとともに、定期的・継続的な生活習慣病やメタボリックシンドロームの検査の実施によって早期予防・早期発見に努める。

また、SAS（睡眠時無呼吸症候群）については、海難防止の観点からも早期の対応が必要であり、マニュアルの活用を図るなど対策を推進する。

(5) 外国人船員に係る安全衛生対策の推進

近年、外国人船員が増加傾向にあることから、当該船員に対する船員法等関係

法令の周知や安全衛生教育の徹底等を図るとともに、外国語による安全作業マニュアルの作成、危険等に関する標示、作業基準の見直し、船員間のコミュニケーションの充実等の安全衛生対策を推進する。

第11次鉱業労働災害防止計画（2008年経済産業省告示第47号）（抄）

（前文）

鉱山保安は、人命尊重を基本理念とし、鉱山災害の根絶を図ることをその最終目標とするものである。鉱山災害の防止に関しては、昭和二十四年の鉱山保安法施行以来、各般にわたる保安確保対策を積極的に推進してきたところであり、関係者の努力とあいまって、災害の発生件数、災害率ともに中長期的には減少してきた。

しかし、平成になってからは、鉱山災害が下げ止まり傾向となってきた中で、平成十七年四月、鉱業権者（租鉱権者を含む。以下同じ。）自らが鉱山の保安上の危険を把握し、それに対応する保安措置を講じるとともに、随時その見直しを行う、いわゆるリスクマネジメントの導入等を柱とする改正鉱山保安法を施行した。

現在、各鉱山においては、リスクマネジメントへの取組がなされ、国、鉱業労働災害防止協会、鉱業関係団体においては、新制度の円滑な導入・定着が図られるよう、リスクマネジメント研修や災害事例の水平展開等が活発に実施されているところであり、自主保安の徹底、保安意識の高揚等により、鉱山災害の未然防止につながっていくものと考えられる。

近年の鉱山災害を分析すると、事由別では、「運搬装置のため」、「墜落」、「取扱中の器材鉱物等のため」、「転倒」という四つの事由が全災害の四分之三を占めている。作業別では、全災害の四分之三が単独作業時、また、三分の一が保全・清掃の作業時において発生している。このような災害の状況を踏まえ、災害の発生を防止するため、リスクマネジメントへの取組を引き続き推進し、災害防止において、鉱業が他の産業の模範となるべく、関係者の努力を継続・強化するとともに、一步誤れば重大災害等に直結する露天掘採場の残壁や坑内構造、粉じん防止対策を含む作業環境の整備等の基盤的な保安対策にいささかも緩みが生ずることのないよう、ここに鉱業労働災害防止のための主要な対策に関する事項を示すものとする。

2 計画の目標

鉱山災害を撲滅させることを目標とする。

3 鉱山災害防止のための主要な対策事項

鉱山災害の根絶という最終目標を達成するためには、人命尊重を基本理念とし、保安の確保をすべてに優先させる考え方を、鉱業権者、安統括者等保安管理体制を構成する者を含む全鉱山労働者、国等鉱業に関係するすべての者が共に保持し、一丸となって保安の確保に努力することが不可欠である。

また、より高い次元での保安を確保し鉱山災害を撲滅させるためには、リスクマネジメントシステムの構築が重要であり、その保安活動には鉱業権者、保安統括者等トップの強いリーダーシップとともに鉱山労働者のより一層の関与が不可欠である。

このような考え方に基づき、保安意識の高揚及びその不断の維持並びに長期的観点に立った保安確保対策の推進を図るため、以下の諸対策を推進するものとする。

また、鉱業権者は、本計画に定める主要な対策に関する事項に即し、鉱山別の具体的展開として、毎年度、総合的な施設の改善計画、労務計画等を含む保安計画を作成し、その厳格な実行に努めるものとする。

一 自主保安の徹底

鉱業権者は、自らが鉱山における保安の確保を図る責務を有するとの自覚の下に、また、鉱山労働者は、自らも保安の確保の一翼を担うものであるとの自覚の下に、次の点にそれぞれ留意し、自主保安の徹底を図るものとする。

イ 鉱業権者

鉱業権者は、保安の最高責任者としての自覚をもって、保安管理体制の充実、特に職務範囲、指揮命令系統の明確化及び鉱山労働者個々の知識、技能等を踏まえた人員の配置を図ること。

また、鉱山の現況調査、規模、操業状況等を考慮し、鉱山災害の未然防止のためのターゲット（目標）を定め、危険予知活動、ヒヤリハット報告活動等を活用した各鉱山の実情に即したリスクマネジメントシステムの構築による新たな自主保安体制の確立を図ること。

ロ 保安管理体制を構成する者

保安統括者、保安管理者及び作業監督者等の保安管理体制を構成する者は、鉱山における保安管理体制の中核として、それぞれの責任と権限に基づき、常に現場の保安状況を把握し、その職責の十分な遂行に努めること。

ハ 鉱山労働者

鉱山労働者は、鉱山保安法等の法令の遵守にとどまらず、積極的に保安活動に参加し、自らの知見やノウハウ、経験を保安規程及び作業手順の作成等に反映するように努めること。

二 保安意識の高揚

保安の確保は、保安管理体制及び保安施設の整備のみならず、実際に作業に従事する鉱山労働者が、保安意識をもって不安全な状態及び不安全な行動の発見、排除に努めることが重要である。

鉱業権者は、次の点に留意し、新たな自主保安体制の確立、鉱山労働者の保安意識の高揚、保安に関する知識、技能の向上を図るものとする。

イ 保安活動の積極的な実施

鉱業権者は、鉱山労働者の保安意識を高揚させるため、各鉱山の実情に即した保安を推進するための活動を積極的に実施すること。

ロ 保安教育の計画的な実施

鉱業権者は、鉱山労働者の資質を一層向上させるため、その職務の種類、年齢等に応じた保安教育を計画的に実施すること。

また、作業監督者に選任するための資格については、計画的にその取得に努めること。

ハ 有効な退避訓練等の実施

鉱業権者は、災害発生時の被害を最小限にとどめるため、有効な退避訓練、救護訓練の実施に努めること。

三 露天掘採場の残壁対策

鉱業権者は、石灰石鉱山等の露天掘採場における長大残壁について計画的な地質調査、安定解析及び計測管理等に努め、適切な採掘切羽を設定するとともに、残壁の安定化を図ることにより、鉱山災害の防止に努めるものとする。

四 坑内構造の整備

各鉱山の坑内構造をその自然条件に対応した合理的なものとすることは、保安の確保、特に重大災害の防止上不可欠の要件である。したがって、鉱業権者は、各鉱山の坑内構造の整備に努めるとともに、災害発生時の被害を最小限にとどめるため、所要の保安施設の整備に努めるものとする。

五 作業環境の整備

イ 作業環境の整備

鉱業権者は、粉じん防止、坑内におけるディーゼル排出ガスの有害成分の排出抑制、坑内温度調節、坑内照明の改善等作業環境の整備に積極的に努めるものとする。

特に、粉じん防止対策については、粉じん濃度測定及び評価の着実な実施等により坑内外を通じた作業環境改善対策の一層の推進に努めるものとする。また、鉱山労働者の呼吸負担も考慮した電動ファン付き呼吸用保護具等有効な保護具の着用を推進するものとする。

ロ 作業場の整備

鉱業権者は、選鉱場、製錬場等の作業場における「運搬装置のため」、「墜落」、「取扱中の器材鉱物等のため」、「転倒」等による災害を防止するため、機械・装置の保安設備、通路等の整備に努めるものとする。

六 保安技術対策の推進

掘採条件の悪化、生産技術の進歩等に対応して保安技術を不断に向上させ、かつ、その成果を実地に適用することは、保安確保上不可欠の要件である。このため、産学官が連携を図り、保安技術の向上に努め、また、鉱山保安協議会等を活用し保安技術対策を推進するものとする。

七 外国人研修生に対する配慮

産炭国石炭産業高度化事業を実施する石炭鉱山においては、外国人研修生に配慮した災害防止対策を図るものとする。

八 単独作業及び非定常作業に対する保安管理

鉱業権者は、請負作業者を含め、単独作業及び修理等の非定常作業に携わる者の災害を防止するため、鉱山全体での保安管理に努めるものとする。

九 国における保安確保の取り組み

国は、鉱山におけるリスクマネジメントの実施状況及びその有効性を確認するとともに、各鉱山の実情に即したリスクマネジメントシステムの構築を支援するため、鉱山労働者等を対象とした各種研修及び災害情報の水平展開等の充実に取り組むものとする。

十 鉱業労働災害防止協会及び鉱業関係団体の活動の充実

鉱業労働災害防止協会は、民間における自主保安体制強化の活動の中核機関として、鉱業権者のニーズを踏まえた有効な保安教育、保安指導、広報等鉱山災害の防止のための活動を一層強力に実施するものとする。また、鉱業関係団体においても、鉱山災害防止の活動を積極的に実施するものとする。